



横浜市信用保証協会の現況
DISCLOSURE
2019



目次

●ご挨拶	2
●プロフィール	3
●コンプライアンス	6
●個人情報保護宣言	7
●事業計画・評価	8
●信用保証制度のご案内	18
●ライフステージに応じた支援	22
●トピックス	24
●主な保証制度	25
●信用保証の動向	27
●経営支援の取り組み	32
●社会貢献活動	33
●広報活動	34
●平成30年度決算	35
●ご相談窓口のご案内	40

当協会の記章（マーク）について



記章（マーク）

英字のG（GUARANTEE [保証]）をモチーフとして、その中に三つの楕円が接した形状で構成しています。この三つの楕円は信用保証協会の存在を表しています。

1つ目の楕円は中小企業

2つ目の楕円は金融機関

3つ目の楕円は当協会

この楕円が結び合い、関連性や融合性を深めています。この三つの楕円の形状を英字のY（横浜YOKOHAMA）としています。記章（マーク）全体は曲線部分を多くとり入れ、柔軟性と優しさを表現しています。

色（カラー）は、みなと横浜のイメージにあったブルーを基調とし、さわやかさを強調しています。

【表紙写真】 横浜港 大さん橋国際客船ターミナル

横浜港の象徴とも言える大さん橋。横浜港で最も歴史のある埠頭で、初代大さん橋埠頭は、1894年（明治27年）に完成。以来、6度の建設・増改築を経て2002年に現在の姿となっています。赤レンガ倉庫から大さん橋の側面を見ると、ターミナル建物の屋上は緩やかな2つの山なりとなっていて、クジラの背中の中にも見えます。船は、左がコスタ・ピクトリア（船籍：イタリア）、右がぼしふいっくびいなす（船籍：日本）です。



横浜市信用保証協会
会長 柏崎 誠

平素より横浜市信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当協会は、戦後経済復興の折、横浜市内の中小企業者の再建を力強く後押しするため、市内の行政機関、金融機関、そして経済団体など多くの皆さまのお力添えを得て、昭和22年11月に誕生いたしました。爾来70余年、様々な経済変動の時期を含め、市内中小企業者の経営を「資金面における信用補完」を軸にお支えし、ひいては市内経済の振興・発展に貢献してきたものと思っております。

平成30年度は、法律改正などによる新たな信用保証制度のスタートの年となりましたが、保証承諾額では年度計画を上回ることができ、また、強化を図っている経営支援事業も積極的に取り組むことができました。このような成果があげられましたのも、市内の金融機関や中小企業支援機関など多くの皆さまのご理解やご協力があったることと改めて感謝申し上げます。

これからも、私達が取組むサービスの質を高め、より事業者の皆さまに的確に届けることができるよう、ご支援の幅をますます広げていく必要があると思っておりますが、まずは足元の活動状況を広くお伝えし、様々なご意見をいただきたく、平成30年度の業務実績や取り組み等をまとめたディスクロージャー誌として、「横浜市信用保証協会の現況 DISCLOSURE 2019」を作成いたしました。

先を見据えますと、中小企業・小規模事業者の皆さまにおかれましては、国内外の経済環境の激しい変化、恒常的な人手不足や経営者の高年齢化、後継者不在による休廃業など、多くの課題を抱える局面が続くものと思われまます。

そうした状況の下、当協会といたしましては、課題の克服に取り組まれる事業者の皆さまの実情に即し、適切かつ質の高いサービスを、スピーディに、そして親身かつ丁寧なご提供を引き続き心掛けてまいります。

今後も、当協会の活動について今まで以上に広く皆さまの目に触れる機会を増やし、当協会の経営ビジョンでもある『横浜の中小企業の「明日」を身近でサポート』することを基本に、役職員が一丸となって懸命に努力してまいります。

是非とも本誌にお目通しをいただき、当協会の活動に対して忌憚のないご意見等を頂戴できれば幸いです。

令和元年 8月

プロフィール

横浜市信用保証協会は、戦災で廃虚となった横浜市内の経済を復興するため、横浜市が中心となって、金融機関、商工会議所、商工組合中央会、業者団体等の協力を得て、全国で4番目、戦後最初の信用保証協会として発足しました。

創 立	昭和22年11月29日
人 格	信用保証協会法に基づく法人
目 的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。(定款第1条)
基 本 財 産	252億円 (平成31年3月31日現在)
保証債務残高	28,668件、3,129億円 (同上)
利用企業者数	19,108者 (同上)
事 務 所	本 所 中区山下町22 山下町SSKビル9階、10階 北部支所 港北区新横浜3-9-18 新横浜TECHビルB館6階 西部支所 西区北幸1-6-1 横浜ファーストビル7階 南部支所 港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー22階
役 職 員 数	85名 (平成31年4月1日現在)

● 経営理念

中小企業者の良きパートナーとして金融の円滑化を図り、地域経済や社会の発展に貢献するとともに、日々の業務を遂行するにあたり、関係法令および諸規程を遵守し、役職員協調のもと互いに研鑽に励み、真に信頼される協会の運営を目指します。

● 役割

信用保証協会法に基づき設立された認可法人で、中小企業・小規模事業者の皆さまがお借入をするときの「公的な保証人」となり、事業資金の調達をスムーズにする役割を担い、横浜市内約19,000者の皆さまにご利用いただいています。

次の経営ビジョンのもと、横浜の中小企業の「明日」を身近でサポートしていきます。

経営ビジョン

私たちは、信用保証と経営支援を通じて
中小企業の「明日」を応援し
横浜経済の活力ある発展に貢献します。

沿革

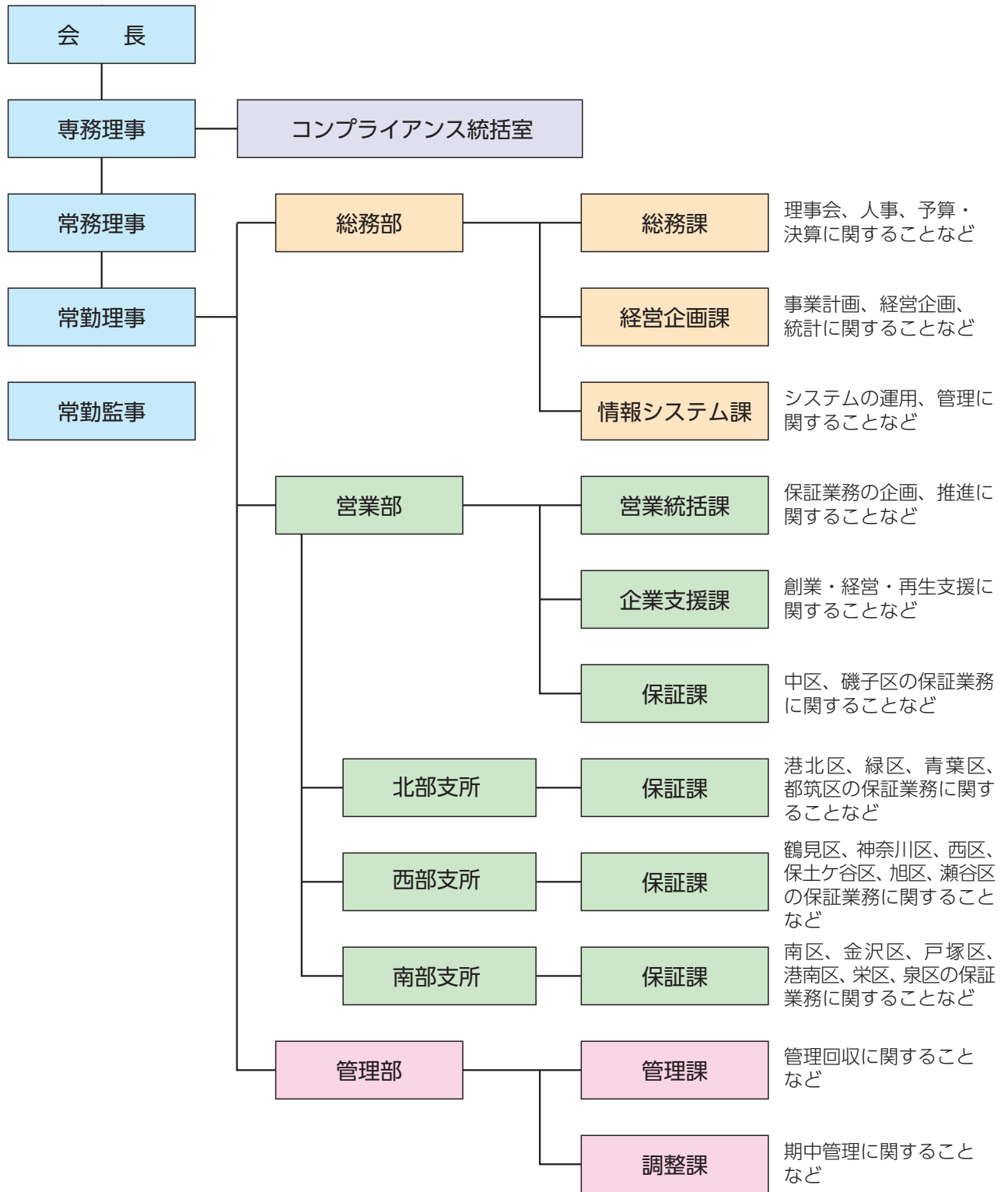
昭和22年11月29日	社団法人横浜信用保証協会設立
昭和24年10月21日	財団法人横浜信用保証協会に変更
昭和29年10月11日	信用保証協会法に基づく認可法人に組織変更
昭和29年11月 1日	横浜市信用保証協会設立登記
昭和40年 9月 1日	鶴見支所開設
昭和41年 4月 1日	南連絡所開設
昭和45年 9月 1日	保土ヶ谷連絡所開設
昭和47年 4月 1日	神奈川連絡所開設
昭和52年 6月 1日	神奈川連絡所と保土ヶ谷連絡所を統合し西部支所を開設
昭和54年 4月 1日	南連絡所を南部支所に昇格
平成 8年 9月17日	本所を中区山下町22に移転
平成 9年 4月28日	南部支所を港南区上大岡西1-6-1に移転
平成22年 7月20日	鶴見支所を移転し、港北区新横浜3-9-18に北部支所を開設
平成27年 5月 7日	西部支所を西区北幸1-6-1に移転

役員構成

役職名	氏名	備考	
会長	柏崎 誠	常勤	前 横浜市副市長
専務理事	森谷 政則	常勤	前 横浜市信用保証協会 常勤監事
常務理事	伊藤 勇	常勤	前 横浜市教育委員会事務局担当理事（総務部長）
常勤理事	中嶋 章夫	常勤	横浜市信用保証協会 総務部長
理事	上野 誠	非常勤	公益社団法人 横浜貿易協会 会長
理事	榎本 英雄	非常勤	一般社団法人 横浜市工業会連合会 会長
理事	大前 茂	非常勤	横浜信用金庫 理事長
理事	大久保 千行	非常勤	横浜商工会議所 副会頭
理事	林 琢己	非常勤	横浜市 経済局長
理事	石川 清貴	非常勤	一般社団法人 横浜市商店街総連合会 会長
理事	片山 雅史	非常勤	株式会社 商工組合中央金庫 横浜支店 支店長
理事	平沼 義幸	非常勤	一般社団法人 横浜銀行協会 専務理事
理事	三村 智之	非常勤	株式会社 神奈川銀行 代表取締役頭取
常勤監事	西村 一郎	常勤	前 横浜市信用保証協会 営業部長
監事	猪鼻 久義	非常勤	公認会計士・税理士

(令和元年7月31日現在)

● 組織図



(平成31年4月1日現在)

コンプライアンス

当協会では、「横浜市信用保証協会倫理憲章」を制定するとともに、コンプライアンス経営を構築するため、「コンプライアンス体制」を整えて、コンプライアンスの着実な実施に取り組んでいます。

● 横浜市信用保証協会倫理憲章

信用保証協会の公共性と社会的責任

- ・信用保証協会の持つ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、自己責任の原則に基づく健全な業務運営を通じて、揺ぎない信頼の確立を図ります。

質の高い信用保証サービス

- ・中小企業者や社会のニーズに的確に応えるため、一層、高度な専門的知識の吸収に努めるとともに、俊敏な行動力を発揮し、質の高い「信用保証」サービスを提供することにより、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守

- ・あらゆる法令を厳格に順守し、社会的規範にもとることのない誠実、かつ、公正な企業活動を遂行します。

反社会的勢力(不当要求行為)との対決

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力(不当要求行為)とは、断固として対決します。

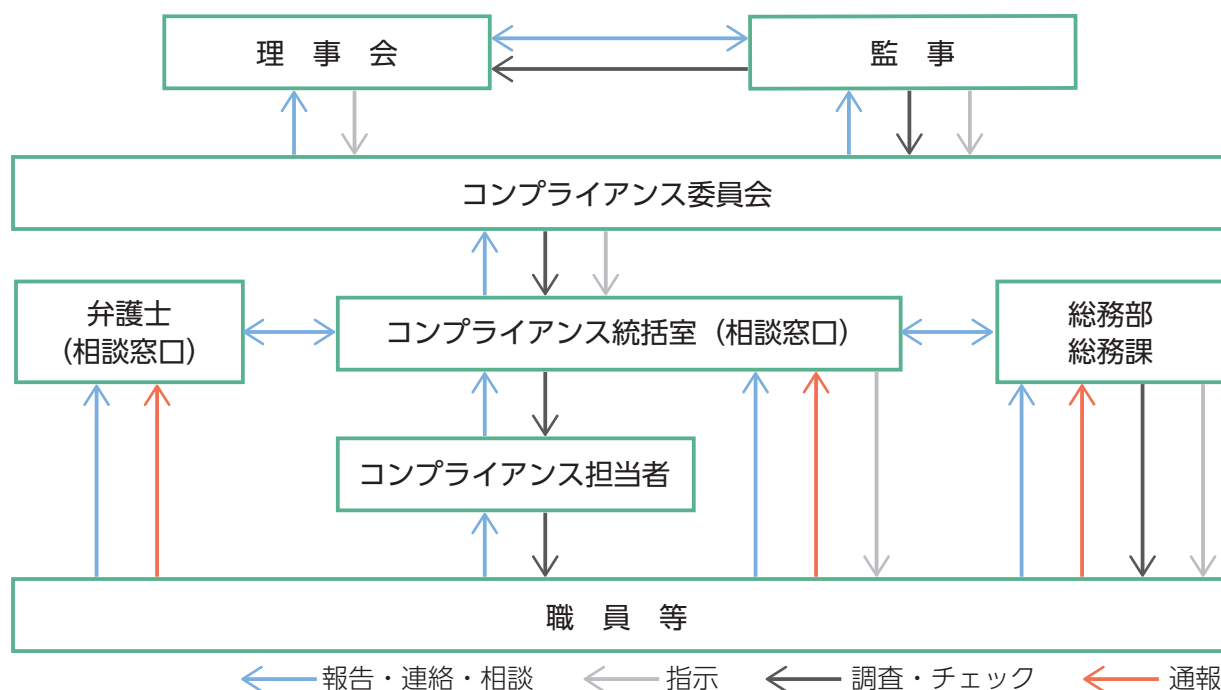
地域社会に対する貢献

- ・広く住民とのコミュニケーションを図りながら、地域社会への貢献に努めます。

誠実な職務の遂行

- ・日々の業務の遂行にあたっては、常にお客様の立場に立って、誠実、かつ親切に対応します。

● コンプライアンス体制図



個人情報保護宣言

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただきますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護に努めています。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取扱う個人情報の利用目的」に公表していますのでご覧ください。

取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。

取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。

お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

5. 個人データの委託

当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。

委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。

請求の方法は当協会窓口(または備置してある個人情報開示請求書)に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口(または郵送)ください。

個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額(1件につき300円)をいただきます。

7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。

お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。

お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。

6.7の具体的な手続につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の3.(3)「開示等の求めに応じる手続」をご覧ください。

8. 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取組みます。

9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所 〒231-8505
横浜市中央区山下町22 山下町SSKビル9階
電話番号 045-662-6622
担当部署 総務部総務課

事業計画・評価

● 中期事業計画(平成30年度～令和2年度)

当協会は、地域に根ざした信用保証協会として、平成30年4月の信用保証制度の見直しを踏まえ、国や横浜市、金融機関等との連携を図り、中小企業・小規模事業者の金融円滑化、経営の改善発達に貢献していくため、平成30年度から令和2年度までの3年間における業務上の基本方針について、以下の事項を主要項目として、取組みます。

1) 信用保証協会と金融機関との連携を通じた中小企業・小規模事業者支援の推進

中小企業・小規模事業者の安定的な資金調達を支援し、経営改善・生産性向上を促すため、企業に対する金融機関の支援方針に着眼するとともに、金融機関との対話を通じて連携を行います。

2) 地方創生への貢献や中小企業・小規模事業者へのサービス向上

地域に根ざした信用保証協会として、創業保証の支援拡充など地方創生に貢献する取組みを行うとともに、中小企業・小規模事業者へのサービス向上を図ります。

3) 期中管理の強化、経営支援の充実

個別企業の実態に即した期中管理の強化、および中小企業・小規模事業者のパートナーとして事業承継支援、生産性の向上へ向けた経営支援、創業者への支援、事業再生支援の取組みを行います。

4) コンプライアンス意識の向上とガバナンス態勢の充実

役職員のコンプライアンス意識を高めるとともに、日々の業務運営において適正な運営・管理の実施に向けてガバナンス態勢の充実を図ります。

5) 人材育成の強化

経営支援や再生支援等を含めた様々なニーズに対応するため、専門資格の取得を促進し、職員の育成に努めます。

6) 危機管理態勢の強化

災害等の非常事態に迅速に対応できるように、危機管理態勢の強化を図ります。

7) 反社会的勢力排除に向けた取組みの徹底

「信用保証協会向けの総合的な監督指針」において求められている組織としての対応や一元的な管理等により、反社会的勢力排除に向けた取組みの徹底を図ります。

8) コンピュータシステムの安定運用

業務基幹システムである保証協会共同システムの継続的な安定運用に取組みます。

9) 広報の充実

当協会の認知度の向上を図るため、中小企業・小規模事業者や、広く横浜市民に信用保証協会の役割や存在意義等の周知に努めます。

● 経営計画(令和元年度)

1. 経営方針

(1) 業務環境

1) 横浜市の景気動向

平成30年は、企業部門では海外景気の回復などを受けて輸出が増加基調で推移し、企業業績の改善や省力化投資などが後押しとなって設備投資も増加しました。一方、家計部門では雇用情勢の改善が続いたものの、個人消費は天候不順などにより盛り上がりや欠きました。

先行きについては、インフラ関連を中心とした公共投資の増加や東京オリンピック開催に向けた関連投資の増加などにより、今後も緩やかな景気回復が見込まれている一方で、人手不足によるコスト増が企業活動に与える影響、世界経済減速への警戒感、ならびに10月の消費税率引上げによる影響などの懸念材料もあり、不透明感は強まっています。

2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

平成30年まで倒産件数は減少してきましたが、消費税率引上げや為替変動リスク、人手不足などを背景に、先行きについて慎重な見方を強めている企業が増加しています。

中小企業・小規模事業者の景況感が全体として緩やかに改善してきた一方で、大企業との生産性格差は拡大しており、中小企業・小規模事業者の生産性向上が課題となっています。また、経営者の高齢化と後継者難などにより休廃業・解散件数が高水準で推移する中、特に小規模事業者の廃業が多くなっています。

(2) 業務運営方針

このような環境の中、当協会は地域に根ざした信用保証協会として国、横浜市、金融機関、中小企業支援機関等との連携を強化し、中小企業・小規模事業者の金融の円滑化、経営の改善発達に貢献していくため、平成31年度の各部門の業務運営方針を次のとおりとしました。

1) 保証部門

金融機関と連携のうえ、保証付き融資とプロパー融資を柔軟に組み合わせる取組み等により、中小企業・小規模事業者の資金調達を支援し、横浜市や中小企業支援機関等との連携による中小企業・小規模事業者の発展に向けた支援を通じて、地方創生に取り組めます。

2) 期中管理・経営支援部門

期中管理を徹底し、条件変更先の実態把握と正常

化に向けた支援に努めるとともに、中小企業支援機関等との連携を通じ、企業のライフステージに応じた経営支援、事業承継支援、再生支援に取り組めます。

3) その他間接部門

①コンプライアンス意識の向上とガバナンス態勢の充実を図ります。

②中小企業・小規模事業者の多様なニーズに対応するため、職員一人ひとりのスキルアップを図り、各種専門資格の取得を促します。

③災害等の非常事態に迅速に対応できるように、危機管理態勢の充実を図ります。

④働き方改革関連法の施行を踏まえ、ワークライフバランスの実現に向けた取組みの充実を図ります。

⑤反社会的勢力排除に向けた取組みを継続します。

⑥コンピュータシステムの安定運用を図ります。

⑦当協会の取組みや存在意義等の周知を図るため、広報の充実を図ります。

2. 重点課題

(1) 具体的な課題および課題解決のための方策

1) 金融機関との連携による支援

①金融機関との対話を通じた連携に注力し、保証付き融資とプロパー融資を柔軟に組み合わせる取組みを充実させることで、中小企業・小規模事業者の事業の発展を支援します。

②資金調達に不安を抱える中小企業・小規模事業者に対して、金融相談を通じて、融資制度や金融機関を紹介することで、経営の安定に向けた支援を行います。

2) 地方創生に向けた支援

①お客様のライフステージや資金ニーズに応じた適切な融資制度や取組みの周知を図り、創業者、小規模事業者、設備資金を必要とする事業者等を支援するために、横浜市や中小企業支援機関等との連携を強化します。

②迅速な保証審査等、中小企業・小規模事業者の多様な要望に応え、円滑な資金調達を支援します。

3) 期中管理の徹底

①事故報告前の初期延滞先に関する金融機関への注意喚起により、早期実態把握を促します。

②事故報告先の実態把握を徹底し、状況に即した対応により、早期の見極めを行います。

③金融機関と情報共有し、経営支援や借換保証の提案等により、正常化を促します。

- ④代位弁済が避けられない先に対しては、事前求償権の行使等により早期回収に繋がります。
- 4) 企業のライフステージに応じた経営支援の強化
- ①創業関係の保証制度を利用した先のうち創業後の経営が不安定な時期にある企業を支援するため、フォローアップ訪問を行います。
- ②企業が有する経営課題の解決を図るため、経営改善、生産性向上、事業承継等の支援に向けた専門家派遣事業のメニューを拡充するとともに、経営セミナーの開催を行います。
- ③経営改善に取組む企業と金融機関の橋渡しを図るため、経営サポート会議を開催し、条件変更、求償権消滅保証も含めた金融支援に取組みます。
- ④多様化する経営支援の方法を習得するため、外部の研修や会議に積極的に参加するとともに、経営支援事例の内部研修を行い、経営支援ノウハウの蓄積を図ります。
- 5) 中小企業支援機関等との連携
- ①「かながわ企業支援ネットワーク」会議を開催して、国、地方公共団体、金融機関、中小企業支援機関等と経営・再生支援に係る情報交換を行います。
- ②神奈川県事業引継ぎ支援センターと連携し、事業承継支援に取組みます。
- ③神奈川県中小企業再生支援協議会と連携し、再生支援に取組みます。
- 6) コンプライアンス意識の向上とガバナンス態勢の充実
- ①コンプライアンスプログラムに基づく活動を実施し、研修や定期的な情報発信等を継続的にを行い、役職員に対するコンプライアンスの意識向上を図ります。
- ②ガバナンス態勢を充実させるために、月例経営会議や諸会議を通じて常勤役員が各部門の業務執行状況の管理と必要な指示を行うとともに、常勤役員会において重要事項の審議等を行い、適正なリスク管理に取組みます。
- 7) 人材育成の強化
- 当協会の人材育成に関する基本的な考え方等をまとめた「人材育成基本方針」に基づき、各種研修に計画的に参加することで職員一人ひとりの業務知識、能力の向上を図るとともに、令和2年4月には民法の一部を改正する法律が施行されることから、法改正後の業務に円滑に対応できるように取組みます。
- また、中小企業・小規模事業者の多様なニーズや課題に対応する職員の専門性を高めるため、中小企

業診断士、信用調査検定等の各種専門資格の取得を促します。

8) 危機管理態勢の充実

災害等の非常事態に迅速に対応できるように事業継続計画に基づく訓練実施や広域応援態勢の整備に取組み、業務運営に支障を来たさないよう努めます。

9) ワークライフバランスの実現に向けた取組みの充実

働き方改革関連法の施行を踏まえ、年次有給休暇の取得状況を管理するなど、ワークライフバランスの実現に向けた取組みを充実させます。

10) 反社会的勢力排除に向けた取組みの継続

①反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを活用して、反社会的勢力排除に向けた取組みを継続します。

②神奈川県暴力追放推進センターや神奈川県企業防衛対策推進協議会等の関係機関からの情報収集に努めるとともに、神奈川県警察本部、ならびに各支所を管轄する地元警察署、神奈川県弁護士会等との連携を図ります。

11) コンピュータシステムの安定運用

保証協会システムセンターと連携し、保証協会共同システム等の継続的な安定運用に努めます。また、改元に関するシステム対応、ならびに端末・ソフトウェアの入替に伴い、業務運営に支障を来たさないように取組みます。

12) 広報の充実

中小企業・小規模事業者をはじめ、広く横浜市民に当協会の取組みや存在意義等の周知を図るため、わかりやすい情報の発信に努めます。

(2) 保証承諾等の見通し

令和元年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は、以下の通りです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	1,240億円	107.8%
保証債務残高	3,009億円	97.6%
代位弁済	60億円	127.7%
回収	18億円	100.0%

● 経営計画(平成30年度)の評価

当協会は、公的な「保証機関」として、中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業・小規模事業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、金融支援・経営支援に努めてまいりました。

経営の透明性を一層向上させ、対外的な説明責任を適切に果たすために、経営計画を公表し、計画等の実施状況に係る自己評価を行うとともに第三者による評価を受け、その結果を公表することとしています。

平成30年度の経営計画に対する実績評価は以下の通りです。なお、実績評価につきましては、大学理事、弁護士、税理士により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえ、作成いたしました。

1. 業務環境

(1) 横浜市の景気動向

平成30年は、企業部門では海外景気の回復などを受けて輸出が増加基調で推移し、企業業績の改善や省力化投資などが後押しとなって設備投資も増加しました。一方、家計部門では雇用情勢の改善が続いたものの、個人消費は天候不順などにより盛り上がりを欠きました。

(2) 中小企業・小規模事業者を取巻く環境

平成30年まで倒産件数は減少してきましたが、消費税率引き上げや為替変動リスク、人手不足などを背景に、先行きについて慎重な見方を強めている企業が増加しています。

中小企業・小規模事業者の景況感が全体として緩やかに改善してきた一方で、大企業との生産性格差は拡大しており、中小企業・小規模事業者の生産性向上が課題となっています。また、経営者の高齢化と後継者難などにより休廃業・解散件数が高水準で推移する中、特に小規模事業者の廃業が多くなっています。

2. 事業概況

当協会の平成30年度の事業概況は以下の通りになりました。

○保証承諾

保証承諾は、適正保証・政策保証の推進に努めた結果、1,209億24百万円、計画比105.2%となりました。(前年度実績比96.3%)

○保証債務残高

保証債務残高は、3,129億38百万円、計画比101.5%となりました。(前年度実績比94.6%)

○代位弁済

代位弁済は、返済緩和をしたのち経営改善できずに代位弁済へ移行する先が多かったこともあり、61億32百万円、計画比130.5%となりました。(前年度実績比122.2%)

○回収

回収は、引き続き回収を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、18億11百万円、計画比

100.6%となりました。(前年度実績比81.0%)

平成30年度の保証承諾等の主要業務数値は、以下の通りです。

項目	金額	前年度	計画達成率
保証承諾	1,209億円	96.3%	105.2%
保証債務残高	3,129億円	94.6%	101.5%
代位弁済	61億円	122.2%	122.2%
回収	18億円	81.0%	100.6%

3. 決算概要

平成30年度の決算概要(収支計算書)は、以下の通りです。

経常収入	43億93百万円
経常支出	33億56百万円
経常収支差額	10億37百万円
経常外収入	84億40百万円
経常外支出	87億57百万円
経常外収支差額	▲3億17百万円
制度改革促進基金取崩額	0百万円
当期収支差額	7億20百万円

- ・経常収入は、保証料収入の減少等により、前期に比べ1億23百万円減となりました。
- ・経常支出は、業務費の減少等により、前期に比べ62百万円減となりました。
- ・当期収支差額は、平成30年度経営計画に基づき保証業務の適正な運営と経営の効率化に努めた結果、7億20百万円となりました。この収支差額の剰余金の処理については、3億60百万円を基金準備金に、残額を収支差額変動準備金に繰り入れました。

4. 重点課題への取組み状況

平成30年度の重点課題として掲げた項目への取組み状況は、以下の通りです。

(1) 保証部門

1) 信用保証協会と金融機関との連携を通じた中小企業・小規模事業者支援の推進

① 個別中小企業・小規模事業者に対する金融機関の支援方針の把握に努め、金融機関との対話を通じ、保証付き融資とプロパー融資を柔軟に組み合わせる取組みに注力する。

当協会各階層(役員、役席者、担当者)による金融機関訪問を実施するとともに、金融機関向け業務説明会を年間延べ71店舗に対して実施し、信用保証制度の見直しに伴う金融機関との連携に係る考え方等の周知と、金融機関と連携していくための関係作りに取組みました。

また、地元金融機関の若手職員向け「法人営業基

礎講座)に当協会職員を派遣して保証付き融資について理解を深めてもらうとともに、地元金融機関と当協会の若手職員同士の関係強化の機会とすることができました。

これらの金融機関との連携を強化する取組みと並行して、金融機関との協調融資制度(当協会独自制度「よこはまタイアップ保証」、横浜市融資制度「成長サポート協調資金」)を活用した中小企業・小規模事業者の資金繰り支援にも取組んだことで、協調融資制度は154件(前年度比117.6%)、30億4百万円(同124.6%)と、前年度以上に利用していただくことができました。

なお、当協会独自保証制度「よこはまタイアップ保証」については平成31年1月に利用要件を緩和し、より利用しやすい制度にリニューアルしたことで、リニューアル後の平成31年1月～3月において17件(前年同期比154.5%)、4億56百万円(同359.1%)と前年同期を大きく上回る利用をいただくことができました。

併せて、平成31年1月に「短期継続保証」を創設し、中小企業・小規模事業者の疑似資本的な安定した資金調達の支援に取組み、創設から3か月間で96件、13億43百万円の利用をいただくことができました。

これらの取組みを通じて、金融機関との連携を強化しながら中小企業・小規模事業者の資金繰りに貢献することができました。

②資金調達を必要としている中小企業・小規模事業者に対して、金融機関を紹介する取組みを充実させる。

各保証窓口(本所保証課、北部支所、西部支所、南部支所)に金融機関紹介窓口を開設するとともに、金融機関を紹介する取組みの周知に努めました。具体的には、ホームページの「窓口のご案内」に金融機関紹介を行っている旨を明記するとともに、「金融機関紹介窓口のご案内」のチラシを作成して公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDEC)や横浜商工会議所等の中小企業支援機関等に配布して、金融機関紹介を希望される方に当協会を案内していただくよう依頼するなど、他機関との連携にも努めました。このような取組みにより、法人を含む18名の方に金融機関を紹介することができ、このうち12名の方に対して当協会保証付き融資による金融支援に繋げることができました。なお、12名中5名についてはIDECまたは横浜商工会議所から当協会に紹介していただきました。

まだ実績としては少ないですが、金融機関を紹介する取組みを通じて中小企業支援機関等との連携を深めるとともに、中小企業・小規模事業者の資金調達に貢献することができました。

2)地方創生への貢献や中小企業・小規模事業者へのサービス向上

①横浜市や関係機関と連携し、創業保証の支援拡充など地方創生に貢献する取組みを行う。

横浜市中小企業融資制度の創業3制度(創業おうえん資金、女性おうえん資金、シニアおうえん資金)を利用する方のうち、当協会の利用が初めての方については「保証料負担ゼロ」とする取組みを開始しました。併せて、横浜市内18区役所や横浜市立図書館でのチラシ配架、横浜商工会議所や金融機関主催セミナーでのチラシ配布などを通じて保証料負担ゼロの取組みの周知を行ったことで、創業3制度は598件(前年比131.4%)、37億27百万円(前年比144.0%)の実績となり、このうち7割以上の件数において保証料負担ゼロで利用していただくことができました。

また、横浜市中心図書館と戸塚図書館において「図書館で創業(独立・起業)を考える」と題して期間展示を実施し、創業を支援する関連図書や当協会の支援内容などをまとめて紹介する取組みも行いました。

創業5年未満の創業期における企業の金融支援に積極的に取組んだことで、保証承諾件数全体のうち創業保証の占める割合が7.8%となり、横浜市内の新たな雇用機会の創出と横浜市内経済の活性化に貢献することができました。

②保証審査の迅速化など中小企業・小規模事業者へのサービス向上に繋げる取組みを行う。

審査の迅速化に向け、保証承諾全体で5日以内の承諾件数割合を70%、継続先については80%とすることを目標に取組み、保証承諾全体では74.0%(平均審査日数4.7日)、継続先では84.0%(平均審査日数3.9日)といずれも目標を上回り、年度を通じて審査の迅速化に努めました。

また、「お客さま満足度調査」および「金融機関担当者アンケート」を実施して、当協会を利用している方々の声をいただきました。

お客さま満足度調査は、第1四半期に保証承諾した先のうち1,000企業に対して郵送(回答率:28.9%、昨年度回答率:21.5%)し、回答していただいた方のうち「満足」「どちらかと言えば満足」と回答した方の割合が79.6%(前年度81.3%)と昨年度より下がった一方、「不満」「どちらかと言うと不満」と回答した方の割合が1.8%(同2.8%)に減少したことで、全体として総合満足度(5点満点)が4.09点(前年度4.07点)と、昨年度を僅かながら上回りました。

金融機関担当者アンケート(回答率:56.9%、昨年度回答率43.4%)については、「満足」「やや満足」と回答された方の割合が88.3%(前年度65.6%)に増加し、「不満」「やや不満」と回答された方の割合が3.4%(同5.2%)に減少したことで、総合満足度(5点満点)は昨年度の3.9点から4.3点と、0.4ポ

イント改善しました。

お客さま満足度調査ならびに金融機関担当者アンケートにおいていただいた皆さまの声に基づき、引き続き全役職員一丸となってサービス向上に取り組んでまいります。

③職員のスキルアップを図るとともに、金融機関との連携に対する認識を共有するため、研修等を実施する。

今年度新たに保証部門に配属された職員向けに、最近の保証審査の状況等、実務に即した内容の研修を実施して審査スキルの向上を図りました。これとは別に、協会職員を講師とした創業支援・生産性向上支援・事業承継支援に関する内部研修も実施し、保証審査担当者も各種経営支援の内容と方法について理解を深め、より多くの企業を経営支援部門に橋渡しするよう認識を共有しました。

また、外部講師による簡易経営診断サービス(McSS)研修を実施し、中小企業・小規模事業者との面談時における接し方や「経営診断報告書」の説明の仕方、面談時の留意点などを学んだうえで、顧客とのやり取りをロールプレイ形式で実践し、より効果的な説明ができるようスキルアップに努めました。

今年度も、最近の事故案件の傾向や早期事故の事例等の研修を実施することで、期中管理部門および保証部門間の情報共有を図るとともに、保証審査担当者のスキルアップに努めました。

(2) 期中管理・経営支援部門

1) 期中管理の強化による条件変更先の正常化

①金融機関への事故報告前の初期延滞先に関する注意喚起により、早期実態把握を促す。

「1か月延滞先リスト」や「事故報告未着リスト」を活用し、280企業(前年度312企業)について「早期条件変更手続きのお願い」や「延滞先についてのご照会」を金融機関へ送付して早期の実態把握を促したことで、事故報告提出前に55企業(同66企業)の延滞解消や23企業(同28企業)の条件変更実行に繋がりました。

②事故報告先の実態把握を強化し、状況に即した対応により、早期の見極めを行う。

事故報告先のうち当協会が直接、現況確認等をした方がよいと思われる先183企業に対して、電話連絡や来協要請の通知文を発送し、電話連絡や来協要請の通知文を発送しても反応がない先等101企業に対しては、夜間電話連絡や現地訪問を実施したことで、延滞解消した先が27企業、条件変更手続きをすることができた先が4企業となりました。

休業により事故報告書が提出されている264企業(前年度246企業)に対しては、金融機関を通

じて現況確認を行い、今後の返済見通し、ならびに金融機関の方針に関する確認を行ったうえで引き続き期中管理に努めました。

また、代位弁済に移行する案件については資産調査を行い、必要な先には迅速な保全措置に取り組み、事前求償権に基づく仮差押を29件(前年度22件)、抵当権設定を4件(同2件)行ったうえで、回収部門に引き継ぐことができました。

③金融機関と情報共有し、経営支援や借換保証の提案等により、正常化を促進する。

既に返済軽減している先に対して、実情に合わせた返済増額や返済再開の提案、借換保証の提案を行い、条件変更先の正常化に向けて取組んだことで、12企業の返済再開、39企業の返済増額に繋がりました。

なお、事故報告書受領先の中から改善可能性のある先を抽出して経営支援部門に橋渡しをするため、年間で60企業を抽出して経営支援の提案に向けて取組み、うち1企業につき経営支援部門へ橋渡しできました。

2) 企業のライフステージに応じた経営支援の強化

①創業関係の保証制度を利用した先について、フォローアップ支援を実施する。

創業系保証の利用先へのフォローアップのため、創業保証後訪問(創業保証を利用した先のうち「保証承諾時点において創業後の決算期末到来」の先に対して融資実行後6か月経過後ならびに18か月経過後にフォローアップ訪問する取組み)を、175企業(前年度230企業)に対して実施し、必要な先には当協会の経営支援の提案などに取組みました。創業保証後訪問については、訪問対象先のうち多忙などを理由とした「訪問辞退」の申し出をされる先もあり、前年度実績を下回りましたが、訪問辞退があった先に対しては電話による現況確認(67企業)を行い、経営支援の必要性の有無を確認しました。

18か月後の創業保証後訪問から更に12か月経過した先に対しては「経営支援事業の取組み～お客さまの体験談～」の冊子を発送し、実際に当協会の経営支援を受けた方々の事例を知っていただくことで、経営支援に対する具体的なイメージを持つよう取組みました。

また、当協会を新規に利用していただいた先や定期診断希望先に対して簡易経営診断サービス(McSS)を実施して、経営者に業界内の自社の相対的位置を把握してもらい、経営改善の必要性を認知していただくとともに、「経営診断報告書」をツールとした経営者との対話にも努めました。McSSは、保証部門と経営支援部門合計で936回(前年度821回)実施することができ、より多くの企業に対する「経営改善の必要性の認知」に繋げることがで

きたものと評価しています。

②創業予定者に向けたセミナーを開催し、起業意欲の喚起に努める。

横浜市内で創業を検討している方や創業間もない方を対象に外部講師による創業セミナーを開催し、事業計画の立案など創業に際して必要なことを学んでいただく機会としました(38名参加)。

また、創業セミナーとは別の日程で、当協会としては初めて、セミナー参加者のうち希望された方向けに「創業計画策定勉強会」を開催し、当協会職員から創業計画書策定のポイント等を説明した後、参加者には実際に創業計画書の策定をしていただき、策定した計画のプレゼンテーションおよび意見交換をしていただきました。

これらの取組みを通じて創業前の方の起業意欲の喚起と、創業間もない方への計画の重要性への気付きに繋げることができたとともに、参加者同士の情報交換の場を提供することができたものと評価しています。

③金融機関と連携・協力しつつ、経営改善、事業承継、生産性向上等企業が必要とする専門家の派遣等を行う。

返済軽減先に対する経営改善支援を中心に、生産性向上や事業承継などを目指した経営支援にも取組みました。「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」の補助対象事業を個別に見ると、訪問支援が344企業(前年度331企業)、既に経営支援を実施した先へのフォローアップが153企業(前年度124企業)と、前年度を上回る実績となりましたが、一方で、経営改善等提案は67企業(前年度80企業)、経営改善等計画策定支援は22企業(前年度26企業)となりました。

経営改善等提案および経営改善等計画策定支援については主に、返済軽減先の経営支援件数が減少したことにより全体の件数が前年度を下回ることとなりましたが、経営支援部門においても金融機関向け業務説明会に参加して当協会の経営支援について理解を深めてもらうよう取組んだことで、金融機関からの紹介を契機に当協会の外部専門家派遣事業に繋げることができた事案が増加しました。

前年度と比較して実績が減少した取組みもありましたが、金融機関とも連携した各種取組みによって、経営改善に意欲的な企業の支援に繋げることができたものと評価しています。

④専門家派遣、経営サポート会議等の経営支援を一体的に運用し、条件変更、求償権消滅保証も含めた金融支援に取組む。

金融機関を含む認定経営革新等支援機関と連携しながら金融支援に取組み、経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)は35件(前年度26件)、11億39百万円(同7億91百万円)、条件変更改善型借換保証(条件変更改善型借換資金を含む)

は20件(同25件)、5億72百万円(同6億46百万円)の実績となり、再生期の企業の資金繰り改善を支援することができました。

また、経営サポート会議は当協会主催で32企業(前年度29企業)について開催し、金融支援に向けた当事者間の合意形成に取組みました。

⑤金融機関や神奈川県中小企業再生支援協議会と連携し、事業再生に積極的に取組む。

神奈川県中小企業再生支援協議会が関与した当協会利用先3社の第二会社方式による抜本再生に積極的に取組み、当協会の保証付き融資について、特別清算手続き承認に伴う実質的な債権放棄を実施して対象企業の事業再生を支援しました。

個々の企業の事業再生はもとより、当該企業に勤める方々の雇用の維持にも繋がる重要な取組みであったものと評価しています。

⑥金融機関と再生支援・経営支援の方針を共有し、再生ファンド等への出資を検討する。

現在出資している「かながわ中小企業再生ファンド」の存続期間が令和元年11月に満了することから、平成31年1月に当協会を含む金融機関等が、かながわ中小企業支援ファンド投資事業有限責任組合と出資にかかる契約を締結し、新たなファンド(かながわ中小企業支援ファンド)を設立しました。

3) 中小企業支援機関等との連携強化

①かながわ企業支援ネットワーク会議を通じて各支援機関との連携を強化する。

かながわ企業支援ネットワーク会議の構成員である日本公認会計士協会神奈川県会と覚書(金融機関と認定経営革新等支援機関である会員との連携推進制度の利用に係る覚書)を締結し、平成31年1月には日本公認会計士協会神奈川県会所属の公認会計士3名と外部専門家派遣事業における業務委託契約を締結したことで、専門家派遣事業における専門家として中小企業診断士だけでなく、公認会計士にも依頼できる態勢を整備しました。

また事務局として、年2回開催されるかながわ企業支援ネットワーク会議を運営し、経営支援や再生支援の活動内容ならびに取組み事例などの情報交換を行いました。

②神奈川県事業引継ぎ支援センターとの連携による事業承継支援を強化する。

事業承継に課題を有すると思われる中小企業・小規模事業者を対象に事業承継へ向けた企業面談に取組み、135企業(前年度86企業)に訪問のうえ「事業承継診断チェック」を実施して、事業承継への準備状況の確認を行い、既存事業の磨き上げのための経営改善支援の提案、または神奈川県事業引継ぎ支援センターへの橋渡しを行いました(神奈川県事業引継ぎ支援センターへの橋渡しは2企業)。

また、当協会の外部専門家でも対応困難な事業承継案件については、神奈川県事業承継ネットワークと連携し、当該ネットワーク所属の事業承継コーディネーターを活用した事業承継支援（専門家派遣）を実施することができました。

この事業承継支援の取組みを通じて、横浜市の政策課題の一つ「後継者問題を抱える中小企業の円滑な事業承継」の解決への一助とすることができたと評価しています。

(3)回収部門

1)回収の促進

①代位弁済後の初動を適切に行い、早期回収に努める。個別案件毎に担保、資産及び収入状況等、債務者の現況把握を行い、実態に応じた回収方針を策定する。

代位弁済により新たに取得した求償権については、期中管理部門における債務者等関連人との交渉経緯や資産調査を基に回収方針を策定し、必要な先には法的措置を講じるなど、初動を適切に行いました。また、既存の求償権については管理職が回収担当者の個別案件のヒアリングを実施して、状況を確認したうえで回収方針の策定を行い、弁済交渉等に取組みました。

②定期返済先については、債務者等の実態および返済状況等を踏まえ、一部返済による連帯保証債務免除や損害金一部免除等を提案することにより、効率性を重視しつつ、回収の最大化を図る。

債務者等関連人へのヒアリングや、現地確認、所得状況の確認を行ったうえで、可能と思われる先に一部弁済による連帯保証債務免除または損害金一部免除等を提案したことで、94件について早期回収を図るとともに債務者等関連人（個人）の生活再建に繋げることができたものと評価しています（一部弁済による連帯保証債務免除：17件、損害金一部免除：77件）。

③各種回収施策を講じることで、不定期回収先の定期化に繋げていく。

四半期ごとの夜間電話督促、夏期の夜間現地督促、弁護士による督促などの施策を講じて、無担保回収の向上に努めたことで、一部弁済による連帯保証債務免除や損害金一部免除など定期弁済先の早期解決に取組みながらも、定期回収は前年度比100.0%と前年並みを維持することができました。

2)回収事務の効率化

回収見込みがない求償権については、速やかに管理事務停止を実施し、求償権整理を積極的に進めることで、回収事務の効率化を図る。

管理事務停止は、723件（前年度814件）実施しました。また、求償権整理は1,103件（同881件）実施し、回収事務の効率化に努めました。

3)再生支援の取組みの強化

代位弁済後も事業継続中の先については、求償権消滅保証等による再生支援に取組む。

代位弁済後の返済状況や企業業績等を踏まえ、求償権消滅保証等による再生支援の対象先をリストアップし、経営支援部門と連携して求償権消滅保証に取り組んだことで、2社に対する求償権消滅保証を実行することができ、求償権先の金融正常化に繋げることができました。

(4)その他間接部門

1)コンプライアンス意識の向上とガバナンス態勢の充実

①コンプライアンスプログラムに基づく活動を実施し、研修や定期的な情報配信等により、役職員に対するコンプライアンス意識の向上を図る。

全役職員に「教えて！コンプライアンス」を定期的に配信して、コンプライアンスに関する情報を周知するとともに、簡易なテスト形式のセルフチェックを行い、コンプライアンスへの意識付けに努めました。

また、外部講師を招いて「ハラスメントの防止」をテーマに管理職を対象とした研修を実施し、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントに代表される各種ハラスメントへの理解を深めるとともに、ハラスメントを起こさない企業風土づくりにも努めました。

全役職員向けに毎年度実施している「コンプライアンス・チェックシート」については見直しを実施し、各回答者に対するコンプライアンスの意識付けだけでなく、回答者の周囲の状況に関する設問も設けて、職場内の課題抽出ができるように内容を変更しました。

これらの取組みを通じて、当協会の役職員のコンプライアンス意識の向上を図りました。

なお、コンプライアンスマニュアルについては見直しに着手したものの、全般に亘っての見直しまで至らなかったため、令和元年度に引き続き見直しに取組みます。

②月例経営会議や諸会議において常勤役員による業務執行状況の管理を行うとともに、常勤役員会では重要事項の審議等を行い、ガバナンス態勢の充実を図る。

月例経営会議を毎月開催することで、常勤役員が各部門の業務執行状況を把握、管理するとともに必要な指示等を行いました。また、経営上重要な事項に関しては常勤役員会にて審議することでリスク管理に努めました。

③内部監査を計画的に実施し、適正な業務運営の推進を図る。

4月に策定した「平成30年度内部監査実施計画」に基づく内部監査の実施と、常勤役員会における

部門ごとの内部監査報告を通じて、適正な業務運営が行われるよう努めました。

2)人材育成の強化

人材育成基本方針に基づき各種研修に計画的に参加することで、職員一人ひとりの業務知識、能力の向上を図るとともに、中小企業診断士や信用保証検定等の専門資格の取得を促進し、経営支援や再生支援等を含めた様々なニーズに対応できる職員の育成に努める。

人材育成基本方針および平成30年度研修計画に基づき、職員が全国信用保証協会連合会等の主催する外部研修を受講するとともに、当協会にて内部研修を実施して職員の能力向上に努めました。併せて、信用調査検定への自主的な受検を促し、8名が合格(ベシス3名、アドバンス3名、マスター2名)したことで、職員の能力の底上げに繋がりました。さらに、職員の中小企業診断士資格への挑戦を後押しするため「中小企業診断士取得費用支給取扱内規」を策定し、自費で資格取得した職員への費用支給ができるようにしました。

また、人材育成と併せて働きやすい職場づくりの一環として「リフレッシュ休暇(連続5営業日以上)の休暇」を取得しやすい環境とするため、年度当初に全職員が休暇取得の予定表を提出するようにしました。これにより、51名がリフレッシュ休暇を取得し、取得率は62.2%となりました(参考:29年度の連続3営業日以上)の休暇取得率63%)。

これとは別に、職場復帰支援プログラムを策定し、育児休業、介護休業、病気休暇等から復帰した職員が職場に円滑に適應できるような仕組みづくりも行いました。

3)危機管理態勢の強化

災害等の非常事態に迅速に対応できるように、事業継続計画に基づく訓練等を実施し、業務運営に支障を来さないように努める。

全役職員に対する緊急連絡システム送受信テストを実施するとともに、9月から11月にかけて全役職員が各自徒歩による参集訓練を実施し、災害時における安全で効率的な通勤経路の把握および災害等の発生時に円滑かつ迅速な対応を行うことができるようにしました。

また、災害備蓄品(非常食や各種備品)の定期的な入替を行い、災害時でも業務運営が可能となるよう備えました。

4)反社会的勢力排除に向けた取組みの徹底

①反社会的勢力に関する情報を積極的に収集するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを活用し、反社会的勢力排除に向けた取組みの徹底を図る。

全国信用保証協会連合会を經由して全国暴力追放推進センターから受理した反社会的勢力に関する

情報をシステムに反映させるとともに、新聞の反社会的勢力に関する記事等についても登録を行い、協会内で情報共有することで反社会的勢力排除に向けた態勢を整備しました。

②神奈川県暴力追放推進センターや神奈川県企業防衛対策推進協議会等の関係機関からの情報収集に努めるとともに、神奈川県警察本部並びに各支所を管轄する地元警察署、神奈川県弁護士会等との連携を図る。

神奈川県企業防衛対策推進協議会の総会ならびに連絡会への参加、神奈川県警察本部および各支所を管轄する地元警察署への訪問を通じて、情報交換と連携の強化に取組みました。また、当協会にて神奈川県内信用保証協会暴力団等排除連絡協議会の総会および情報交換会を開催し、神奈川県警および神奈川県弁護士会等との情報交換を行いました。

5)コンピュータシステムの安定運用

保証協会共同システムの継続的な安定運用に努める。

職員向けに情報セキュリティ研修を実施し、セキュリティに対する脅威と当協会のセキュリティ環境を周知するとともに、インターネット端末使用時の注意喚起を行いました。また、改元に向けた各種作業に着手し、改元後における業務運営に支障を来さないように努めました。

6)広報の充実

中小企業・小規模事業者や、広く横浜市民に信用保証協会の役割や存在意義等の周知を図る。

ホームページを通じて各種保証制度に関する情報や当協会の取組み等をタイムリーに発信するとともに、横浜経済記者クラブや日本金融通信社へ当協会の取組み等をプレスリリースし、周知に努めました。また、新たな情報発信ツールとして公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDEA)の発行する季刊誌や、横浜市工業会連合会が会員向けに配信しているメールマガジンの活用を開始し、当協会の取組みをより多くの方に知っていただくよう取組みました。

さらに、城南信用金庫等が主催する「2018“よい仕事おこし”フェア」ならびに公益財団法人神奈川産業振興センター等が主催する「テクニカルショウヨコハマ2019」といったビジネスフェアに出展し、当協会の役割や取組みの認知度向上にも努めました。

当協会の存在の基盤となる地域への貢献活動の一環として、横浜マラソンのボランティア活動に32名の役職員が参加し、数多くの市民ランナーの力となるよう活動しました。また、横浜市教育委員会が主催する「はまっ子未来カンパニープロジェクト(起業家コンテスト)」への協賛を通じて、横浜の子どもたちの起業体験に関する学習を応援しました。

これらの取組みを通じて、当協会の役割や存在意義について知っていただくことができたことと評価しています。

● 外部評価委員会の意見

【保証部門】

管内金融機関と、役員を始めとする各階層別に意思疎通できるように努めたことは非常に良いことであると評価します。今後も金融機関との対話と連携に基づき、市内中小企業・小規模事業者の資金繰り支援に取り組んでいただくよう期待します。なお、協調融資制度については平成30年度に実施した利用要件緩和によって、事故に繋がる事案が増加していないかという観点で実績を注視していくようにしてください。

創業支援に関しては、横浜市や中小企業支援機関等を活用した周知活動を行いながら創業保証に積極的に取組まれており、実績が年々増加しているのはその結果と言え、市内経済の活性化に貢献しているものと評価できます。創業については各種の起業コンテストなども開催されていますので、協賛や、そのような場での保証協会の取組みの発信などについても検討してみてください。

【期中管理・経営支援部門】

期中管理部門において、早期に情報を収集して早期に動くことを実践したことで延滞解消や条件変更に関がった実績が多く出てきたことは評価できます。

経営支援部門における創業保証後訪問については、多忙などを理由に訪問辞退の申し出をされる先に対するアプローチの仕方を検討していただきたいと思います。

【回収部門】

一部弁済による連帯保証債務免除や損害金一部免除による早期解決に取組み、債務者等関連人の生活再建に繋げることができたことは評価できます。

引き続き早期に情報を収集し、効率的な回収に努めることを期待します。

【収支状況】

保証業務の適正な運営や経営の効率化等に努め、収支差額は7億20百万円が計上されています。収支差額の処理については、基金準備金と収支差額変動準備金に繰り入れられており、適正に処理されています。

【その他間接部門】

人材育成基本方針に基づき人材育成に取組み、信用調査検定などを通じた職員の能力の底上げに努めたことは評価できます。引き続き人材育成に努めていただくとともに、女性活躍推進の観点から女性職員の登用も進めてもらいたいと思います。

働きやすい職場づくりの一環として、リフレッシュ休暇(連続5営業日の休暇)の取得率を向上させるように取組んだことは評価できます。また、各職員にかかる日々の労働時間の管理も適切に実施されています。

地域貢献活動の一環として取組んでいるボランティア活動については、日常業務とは異なるところで1つの目標に向かって取組むことを通じたチームビルディングにも繋がっていると思います。ボランティア活動などの地域貢献活動については、引き続き取組んでいただきたいと思います。

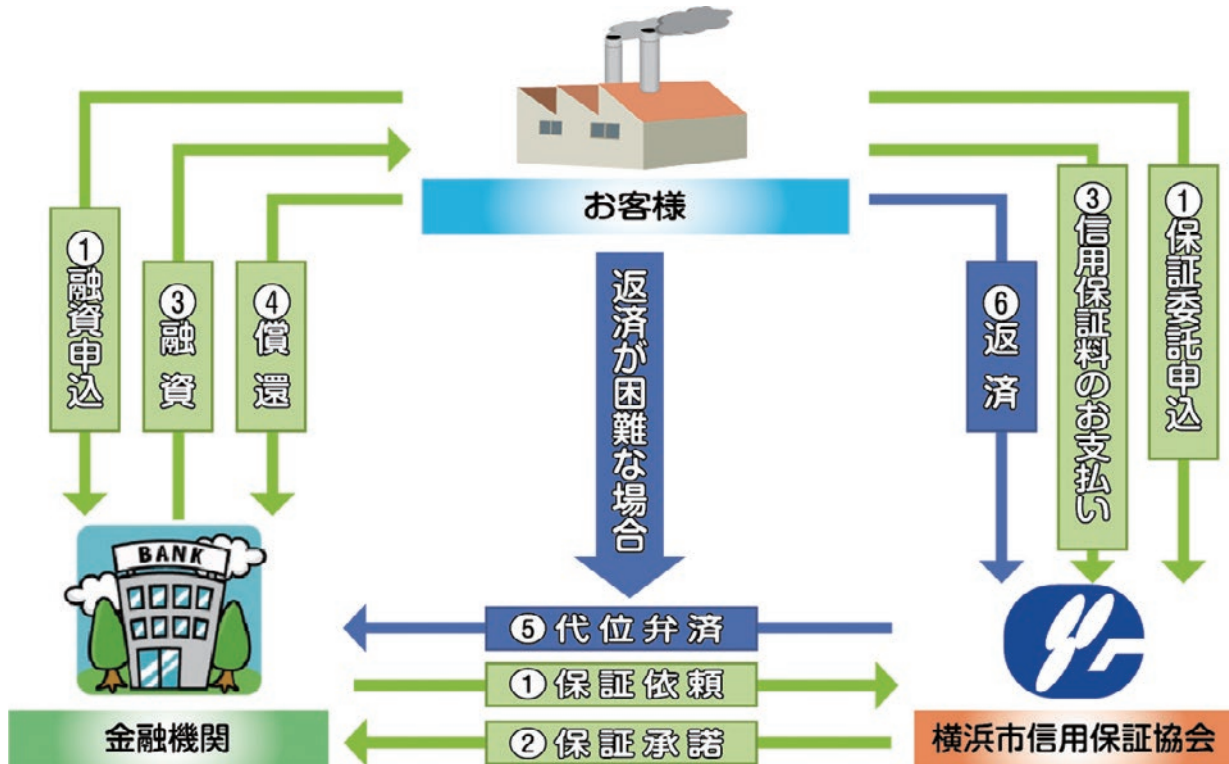
保証協会が既に取組んでいるものを、持続可能な開発目標(SDGs)における17の国際目標に当てはめて、対外的に発信していくことも検討していただきたいと思います。

コンプライアンスに関しては、最近ではカスタマーハラスメントなどの悪質なクレームを一人で抱え込んでしまい、対応した職員が病んでしまう例も少なくないので、このようなことで悩んでいる職員がいないかについて把握できるようにするとともに、カスタマーハラスメント等に組織として対応できるようにしていただきたいと思います。



信用保証制度のご案内

(1) 信用保証制度の仕組み



①	<p>金融機関の窓口へお申しください。金融機関の審査後に、当協会へ申込書類が送付されます。なお、金融機関とお取引がない等のお客様は、金融機関をご紹介できますので、当協会にお気軽にご相談ください。</p> <p>(お申込み方法に関しては、金融機関を通じてお申しいただく方法に加え、お客様が直接、信用保証協会の窓口を通してお申しいただく方法(あっせん)もあります。)</p>
②	<p>当協会は審査を行い、金融機関に対して「信用保証書」を発行します。</p> <p>* 審査の結果によっては、ご希望に添えない場合がございます。</p>
③	<p>金融機関は、「信用保証書」に基づいてお客様に融資を行います。</p> <p>この際、お客様には信用保証料をお支払いいただきます。</p>
④	<p>お客様は、融資条件に従って償還(返済)していただきます。</p>
⑤	<p>万が一、何らかのご事情で借入金の返済ができなくなった場合は、当協会がお客様に代わって、金融機関に借入金を返済します。〔代位弁済〕</p>
⑥	<p>代位弁済後は、お客様から当協会にご返済をしていただきます。</p>

(2) ご利用いただける方

■ 所在地

横浜市内に、法人の場合は本店または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居または事業所のいずれかを有し、事業を営んでいる必要があります。

■ 企業規模

原則として中小企業信用保険法に定める中小企業・小規模事業者を対象としています。

常時使用する従業員、または資本金のいずれか一方が下表に該当していればご利用いただけます。

業 種	従業員数	資本金
製 造 業 等	300人以下	3億円以下
卸 売 業	100人以下	1億円以下
小 売 業	50人以下	5,000万円以下
サ ー ビ ス 業	100人以下	5,000万円以下
医 療 法 人 等	300人以下	—

※製造業等には、運送業・建設業・不動産業等も含まれます。

※農林・漁業、風俗営業または特定遊興飲食店営業に属する事業、金融業、非営利団体等、その他当協会が不適当と判断した場合は対象となりません。

特定非営利活動法人(NPO法人)は、従業員数が300人(小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業・サービス業を主たる事業とする事業者については100人)以下の場合は保証の対象となります。

なお、反社会的勢力は信用保証協会の保証対象とはなりません。

(3) 保証の内容

■ 1 企業に対する保証の最高限度額

個人・法人：2億8,000万円(うち無担保8,000万円)

組合等：4億8,000万円

■ 資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金の借入にご利用いただけます。

(例) 商品仕入資金、店舗の改装資金、機械設備の買替え資金等

※生活資金や住宅資金、教育資金等にはご利用いただけません。

■ 連帯保証人

原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

当協会では「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨に則り対応しており、次の要件や法人と経営者との関係の分離状況等を踏まえて、経営者保証を不要として取扱う運用を行っています。

【金融機関連携型】

申込金融機関が、信用保証の付かない融資について経営者保証を不要としている場合であって債務超過でなく赤字でない等の要件を満たしている場合

【財務型】

「財務要件型無保証人保証」を利用する場合

【担保型】

企業または経営者本人が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られる場合

■ 責任共有制度

信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行、融資後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とし平成19年10月に導入されました。

原則として、すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。

金融機関は「部分保証方式」または「負担金方式」のいずれかの方式を選択しています。

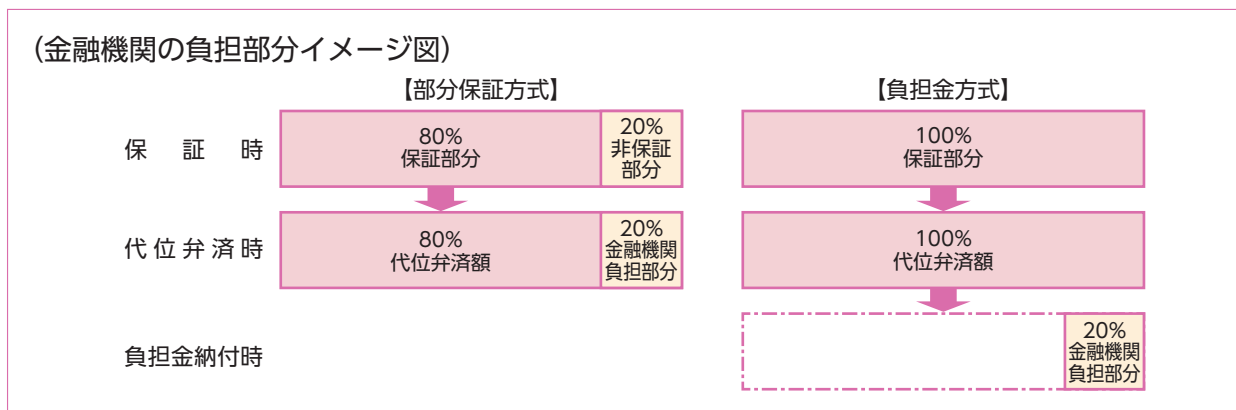
いずれの方式においても金融機関の負担割合(20%)は同等です。

【部分保証方式】

融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式

【負担金方式】

金融機関毎の信用保証の利用実績に応じた負担金を金融機関が信用保証協会に納付する方式



【責任共有対象外となる保証制度】

- ① 経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号、6号
- ② 災害関係保証
- ③ 創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）、創業等関連保証
- ④ 特別小口保険に係る保証
- ⑤ 事業再生保証
- ⑥ 小口零細企業保証
- ⑦ 求償権消滅保証
- ⑧ 中堅企業特別保証
- ⑨ 東日本大震災復興緊急保証
- ⑩ 経営力強化保証*
- ⑪ 事業再生計画実施関連保証*
- ⑫ 危機関連保証

* 責任共有制度の対象外となる保証（責任共有制度導入前の保証を含む）を同額以内で借換えた場合。

(4) 信用保証料について

■ 信用保証料

信用保証協会の保証を受ける際には、信用保証料をお支払いいただきます。

信用保証料は、保証料率をもとに算出されます。

保証料率については、セーフティネット保証や流動資産担保融資保証などの一部の保証を除き、お客様の財務内容に応じて9段階の料率体系となっています。

基本となる保証料率は責任共有保証料率ですが、責任共有対象外保証制度については、責任共有対象外保証料率が適用されます。

■ 保証料率決定の流れ

中小企業の皆様

9段階の料率体系の保証

経営内容をCRDシステムで判断

お客様の経営内容をCRDシステム(中小企業の経営関連データを蓄積したデータベース)で判断し、9段階の料率区分により適用します。

* 貸借対照表を作成していないお客様は、下表の区分⑤の料率が適用されます。

責任共有保証料率表

(%)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保 証 料 率	1.90	1.715	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
(特 殊 保 証)	(1.62)	(1.49)	(1.32)	(1.15)	(0.98)	(0.85)	(0.68)	(0.51)	(0.39)

* 特殊保証とは、当座貸越根保証、事業者カードローン、手形割引根保証です。

責任共有対象外保証料率表

(%)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保 証 料 率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

その他の保証

所定の
一律料率

・ 不動産担保の提供による割引

不動産担保を提供した場合、0.1%を割引

* 保証制度により割引対象にならない場合があります。

・ 会計参与の設置による割引

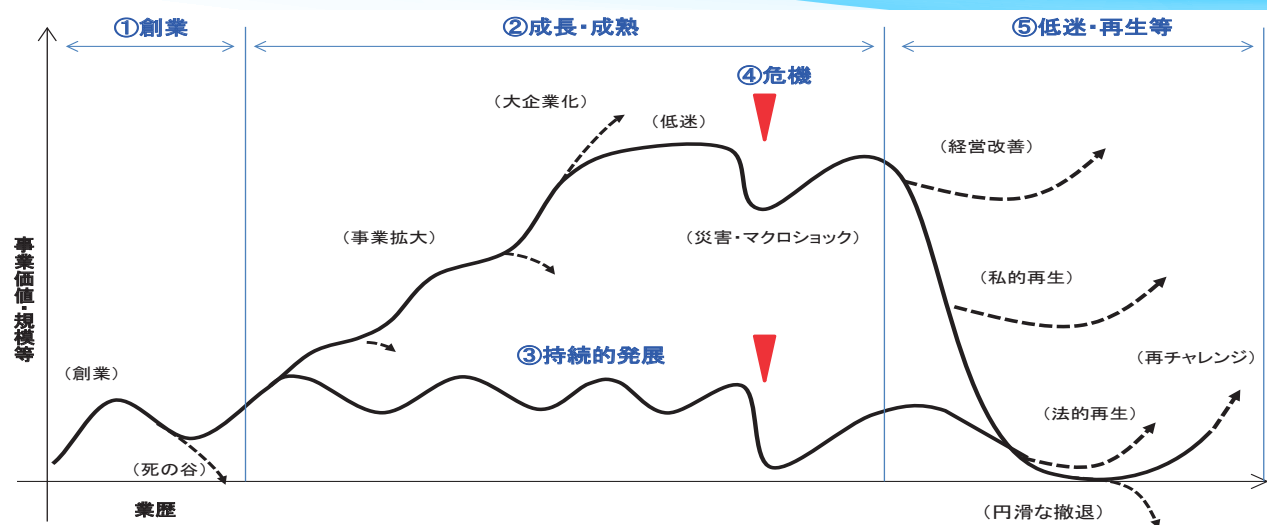
会計参与を設置している会社は0.1%を割引

* 保証制度により割引対象にならない場合があります。

保証料率の決定

ライフステージに応じた支援

中小企業・小規模事業者のライフステージに応じた多様な資金需要にきめ細かく対応できるよう、金融機関や支援機関等と連携を図りながら、様々な支援を行っています。



●金融機関との連携

金融機関との対話を通じた連携に注力し、保証付き融資とプロパー融資を柔軟に組み合わせる取組みを充実させることで、中小企業・小規模事業者の事業の発展を支援しています。

○業務説明会の開催

金融機関の皆様へ信用保証協会の現状や取組み等をご説明し、信用保証制度を適切にご利用いただくため、金融機関を訪問し、積極的に業務説明会を開催しています。

平成30年度の業務説明会の開催実績 延べ71店舗

○金融機関との協調融資制度

当協会独自制度「よこはまティアアップ保証」の利用要件を緩和する等、金融機関と協調した融資制度を充実させています。

平成30年度の協調融資制度の承諾実績 154件 30億4百万円

●横浜市や中小企業支援機関等との連携

中小企業・小規模事業者のライフステージや資金ニーズに応じた適切な融資制度や取組みの周知を図り、創業者、小規模事業者、設備資金を必要とする事業者等を支援するために、横浜市や中小企業支援機関等との連携を強化しています。

○かながわ企業支援ネットワーク

経営支援・再生支援への取組みをより円滑かつ効果的に推進するため、中小企業・小規模事業者を支援する関係機関の連携強化を目的としています。ネットワーク会議を開催して、国、地方公共団体、金融機関、中小企業支援機関等と経営支援・再生支援に係る情報交換を行っています。

●ファンドへの出資

地方創生等への貢献を果たすため、創業者や小規模事業者等の成長を支援する地域ファンド「かながわ中小企業支援ファンド」に出資しています。また、再生企業への支援のため、地域ファンド「かながわ中小企業再生ファンド」にも出資しています。

● 創業支援・フォローアップ

横浜市内経済の活性化に貢献するため、独立開業の夢を持ち、新たに事業を開始する皆様を応援しています。

これから事業を始めたい方や創業して間もない方におすすめの保証制度をご用意しているほか、創業後の経営支援も実施しています。

また、創業後の経営課題を早期に発見し解決するために創業関連の保証制度をご利用いただいた方へ、お借入後1年経過時を目途に再度協会担当者がご訪問させていただき創業保証後訪問を実施しています。

横浜市中心企業融資制度の創業おうえん3資金(創業おうえん資金、女性おうえん資金、シニアおうえん資金)を利用し、かつ、当協会のご利用が初めての方は、横浜市からの助成に加え、当協会が残る保証料をすべて割引くことでお客様の保証料負担をゼロとしています。

(注)一部保証料助成および割引の対象外となる場合がございます。詳しくは制度チラシをご確認ください。

平成30年度の実績

創業おうえん資金	448件	2,821百万円
女性おうえん資金	75件	399百万円
シニアおうえん資金	75件	507百万円
創業関連保証	14件	64百万円

● 経営支援・再生支援

McSS(一般社団法人CRD協会が提供する財務診断ツール)を用いて、財務面における診断を「無料」で提供しています。同業種内や地域内、売上規模による順位や偏差値を算出し、各種の経営指標を同業種平均値と比較することができます。

毎期ご利用いただくことで時系列で経営状況を客観的に把握することができます。

また、中小企業診断士や経営支援アドバイザーの資格を持つ協会職員が無料で経営相談にお応えしています。事業経営上の諸問題、特に財務面における問題について一緒に解決法を考え、サポートしています。

※経営支援の詳細な取組み、実績については、32頁をご覧ください。

● 事業承継支援

事業承継上の諸問題について、協会職員の訪問による診断チェック、専門家派遣による支援、関係機関との連携による支援、事業承継専用の保証制度による資金調達支援のメニューをご用意しています。

平成30年度の実績

事業承継資金	3件	53百万円
--------	----	-------

創業おうえん資金
これから創業される方に加え、創業後5年未満の方にもご利用いただけます!

融資額 **3,500万円以内**
融資期間は **10年以内**

シニアおうえん資金、女性おうえん資金との合計で3,500万円以内となります。

保証料率の1/2を横浜市が助成

横浜市信用保証協会を初めてご利用いただいている方等保証料負担ゼロの対象外の方は保証料率が、①→②(1/2助成後) ③0.225→0.950%(1/2助成後)となります。詳しくは、相談窓口にお問い合わせください。

横浜市信用保証協会を初めてご利用いただく方は、保証料負担ゼロ

保証料率	助成による負担軽減	お客さま負担
0.80%	横浜市 ▲0.40% 保証協会 ▲0.40%	0.00%

※継続対象となる方うち、残額の2/3に該当する方は保証料助成及び割引の対象外となる場合がございます。

横浜市経済局 横浜市信用保証協会

McSS経営診断報告書提供サービスのご案内

人も会社も毎年の診断が大切です!

会社の健康診断をしてみませんか? (無料です!!)

特徴

- 客観的な経営状況を見やすく確認できます!!
- 同業種内、地域内、売上規模による順位が一目でわかります。
- 多様な分析結果が、グラフ等で見やすく表示されます。
- 毎期受診いただくことで、経営状況を時系列で客観的に把握できます。

McSS(Management consulting Support System)とは、CRD(Credit Risk Database) 中小企業の信用リスク「アラート」機能を実現するクラウドサービス。簡単に経営状況の診断ツールを提供し、経営者の悩みを解消する「経営診断」サービスです。貴社の財務状況と業界平均値を比較し、貴社の健康経営の実態に即したアドバイスや経営改善の提案が可能です。

McSS経営診断報告書 無料です!!

●毎期受診をご希望されるお客様は、お気軽にご連絡ください。

横浜市の中小企業の「経営」をサポート
横浜市信用保証協会

事業承継資金
円滑な事業承継を目指す中小企業の皆さまへ

融資額 **2億円以内**

横浜市の保証料助成と横浜市信用保証協会の保証料割引で、お客さま負担は **ゼロ** となります。

助成割合	お客さま負担
横浜市 3/4 保証協会 1/4	0.00%

通常の保証料率から横浜市が3/4助成し、更に横浜市信用保証協会が1/4割引することで、お客さま負担はゼロとなります。

※横浜市の保証料助成、保証協会の保証料割引は、融資額が1,000万円以下に限ります。

事業承継計画に基づいた資金調達をサポート

横浜市経済局 横浜市信用保証協会

トピックス

● 日本公認会計士協会神奈川県会と覚書を締結しました

平成30年6月28日(木)に日本公認会計士協会神奈川県会と「金融機関と認定経営革新等支援機関である会員との連携推進制度の利用に係る覚書」を締結し、調印式を行いました。

この覚書締結により外部専門家派遣事業において公認会計士も派遣できる態勢となっています。



● 事業承継資金の「保証料負担ゼロ」の取組みを開始しました

平成31年4月より、横浜市中小企業融資制度「事業承継資金」の融資対象者として、M&AやEBO(従業員による買収)等によりこれから事業承継を行う方や事業承継の準備を進める方が追加されることと併せて同資金に係る保証料のお客様負担をゼロとする取組みを開始しました。

現在、事業承継資金には、横浜市が保証料の4分の3を助成していますが、当協会が残る4分の1を割引くことで、お客様負担ゼロを実現しました。

● 創業セミナーを開催しました

平成31年2月11日(祝)横浜市内で創業を検討する起業家や創業後間もない方に対するサポートの一環として「創業セミナー」(後援:横浜市経済局・横浜企業経営支援財団)を崎陽軒本店会議室にて開催しました。

株式会社創業手帳の久保幸世社長による「全ての起業家がやっておくべき10の実践ノウハウ」と題した講演、当協会による創業時に役立つ保証制度や支援制度についての紹介を行いました。



● 「創業計画策定勉強会」を開催しました

市内で創業を検討している方や創業後間もない方に対するサポートの一環として「創業計画策定勉強会」を平成31年3月19日(火)と4月12日(金)に開催しました。

過去に当協会が開催した創業セミナーの参加者アンケートにおいて、創業に際して最も不安な点として「資金繰り」を、当協会に期待する支援として「創業計画策定勉強会」を挙げられた方が最も多かったことから、起業家の不安を軽減し創業可能性を高めるための取組みとして開催しました。

内容は、当協会職員による創業計画書策定のポイントの説明、参加者による計画書の策定体験、策定した計画書の発表・参加者間での意見交換の3部構成とし、2回の開催で、計6名の方にご参加いただきました。

参加者の方からは「いろいろアドバイスをいただいて参考になった。引き続き計画及びビジネスモデルのブラッシュアップを頑張りたい。」「開業に際して参考になった。計画値にストレスをかけるという概念がなかったため、現実的な数字を見ることができた。」などのご感想をいただきました。

主な保証制度

(1) 横浜市中心企業融資制度

中小企業の皆様が事業を行っていく上で必要な運転資金や設備資金を円滑に調達できるよう、横浜市が当協会及び取扱金融機関と連携して行っている融資制度です。

制度名	融資額	保証期間	融資利率(年)	信用保証料率(年)
成長サポート 協調資金	2億8,000万円以内	運転資金 7年以内 設備資金 15年以内	金融機関所定利率	0.3375~1.4250% (融資額5,000万円を 上限に1/4助成)
創業おうえん資金	3,500万円以内 (シニアおうえん資金、 及び女性おうえん 資金との合計)	10年以内	1.9%以内 *特定創業支援事業の 支援を受けた方および 横浜ビジネスグランプリの ファイナリストは、1.5%以内	0.40% (1/2助成) ※当協会を初めてご利用い ただく方は、保証料負担 がありません
女性おうえん資金	3,500万円以内 (創業おうえん資金、 及びシニアおうえん 資金との合計)	10年以内	1.9%以内 *特定創業支援事業の 支援を受けた方および 横浜ビジネスグランプリの ファイナリストは、1.5%以内	0.20% (3/4助成) ※当協会を初めてご利用い ただく方は、保証料負担 がありません
シニアおうえん資金	3,500万円以内 (創業おうえん資金、 及び女性おうえん 資金との合計)	10年以内	1.9%以内 *特定創業支援事業の 支援を受けた方および 横浜ビジネスグランプリの ファイナリストは、1.5%以内	0.20% (3/4助成) ※当協会を初めてご利用い ただく方は、保証料負担 がありません
小規模企業特別資金 ※1	2,000万円以内	10年以内	●固定金利 1年以内 1.2%以内 3年以内 1.6%以内 5年以内 1.8%以内 5年超 1.9%以内 ●変動金利 短プラ+0.4%以内	0.250~1.100% (1/2助成)
小規模プラス資金 ※1	6,000万円以内	10年以内	●固定金利 1年以内 1.2%以内 3年以内 1.6%以内 5年以内 1.8%以内 5年超 1.9%以内 ●変動金利 短プラ+0.4%以内	0.3375~1.4250% (1/4助成)
新 小口おうえん特例	500万円以内	5年以内	●固定金利 1年以内 0.9%以内 3年以内 1.5%以内 5年以内 1.7%以内 ●変動金利 短プラ+0.2%以内	0.125~0.95% (1/2または3/4助成)
事業承継資金	2億円以内	運転資金 7年以内 設備資金 15年以内	金融機関所定利率	0.1125~0.4750% (融資額5,000万円を 上限に保証料 負担ゼロ)

※融資額が500万円以内の場合は、小口おうえん特例をご利用いただけます。

制度名	融資額	保証期間	融資利率(年)	信用保証料率(年)
新 設備投資 おうえん資金	2億8,000万円以内	設備資金 20年以内 (付随する運転資金を 含む)	●固定金利 7年以内 1.7%以内 15年以内 2.0%以内 15年超 2.3%以内 ●変動金利 短プラ+0.5%以内	0.17~1.4250% (融資額5,000万円を 上限に1/4~3/4助成)
NPO法人 サポート資金	3,000万円以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	●固定金利 1年以内 1.4%以内 3年以内 1.8%以内 5年以内 2.0%以内 5年超 2.1%以内 ●変動金利 短プラ+0.5%以内	0.225~0.950% (1/2助成)
経営改善支援資金	2億8,000万円以内	15年以内	●固定金利 10年以内 1.7%以内 10年超 2.2%以内 ●変動金利 短プラ+0.7%以内	【条件変更改善借換型】 0.45~1.90% 【経営改善サポート型】 0.80~1.00% 新

(2)当協会独自制度

当協会が独自に創設した保証制度です。保証料割引を行っている制度もございます。

制度名	融資額	保証期間	融資利率(年)	信用保証料率(年)
新 短期継続保証 (けいぞく)	100万円以上2,000万円 以内ただし、 直近決算(確定申告)の 平均月商の2倍以内	12か月以内	金融機関所定利率	0.35~1.80%
よこはま アドバンテージ保証	2億8,000万円以内	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内 (ただし、設備資金で 不動産担保の提供がある 場合は15年以内)	金融機関所定利率	0.35~1.05%
経営支援付 長期設備資金保証 (けいちょう)	1,000万円以上 2億8,000万円以内	20年以内	金融機関所定利率	0.35~1.80%

信用保証の動向

(1) 当協会の利用率

当協会をご利用いただいている中小企業のお客様

19,108者

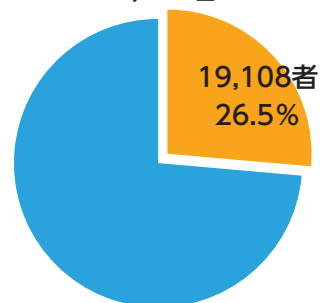
(平成31年3月末時点)

横浜市内中小企業の当協会利用率

26.5%

※当協会利用率 = 利用企業者数 ÷ 横浜市内の中小企業者数
横浜市内の中小企業者数は、平成30年11月30日中小企業庁公表資料を参照

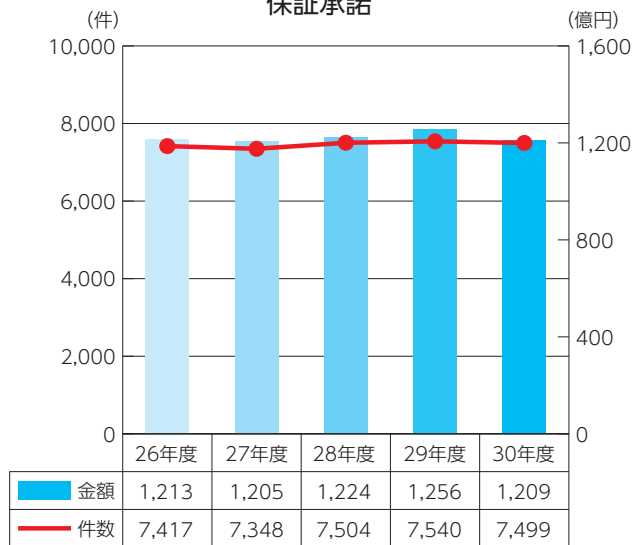
横浜市内の中小企業者数
72,161者



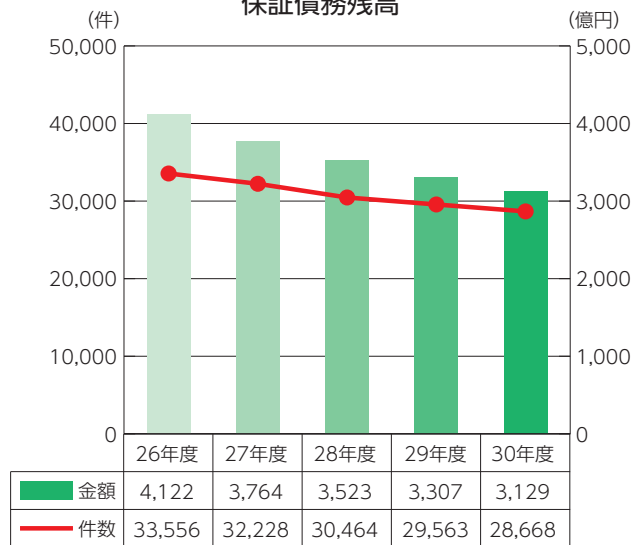
横浜市内の中小企業者の4者に1者以上にご利用をいただいています。

(2) 保証承諾・保証債務残高・代位弁済・回収の推移

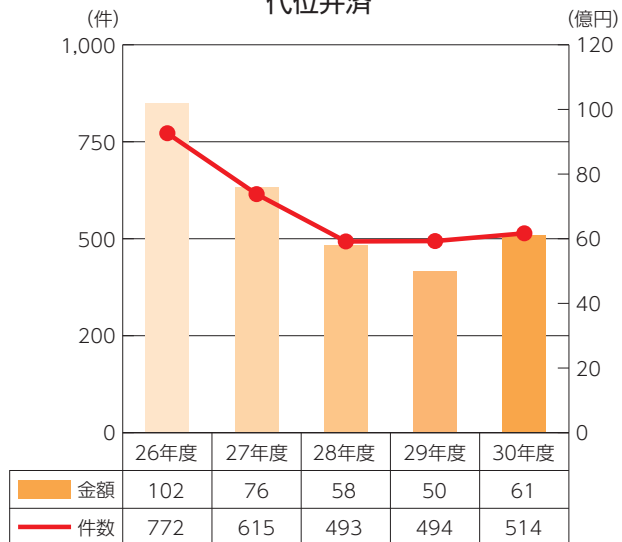
保証承諾



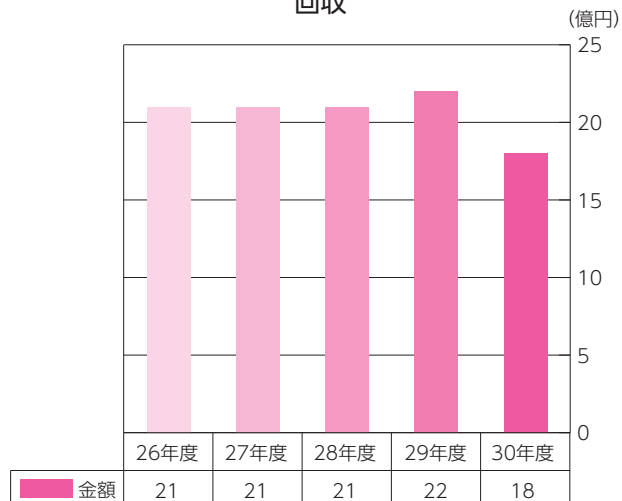
保証債務残高



代位弁済

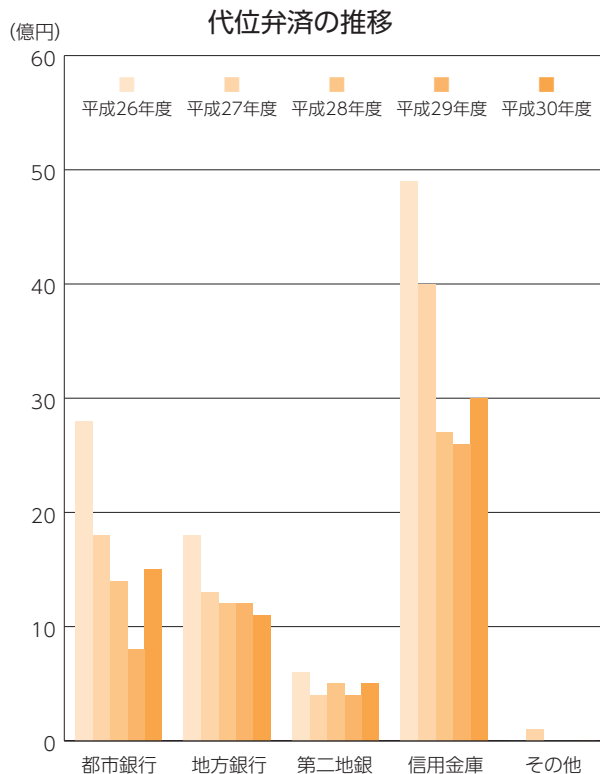
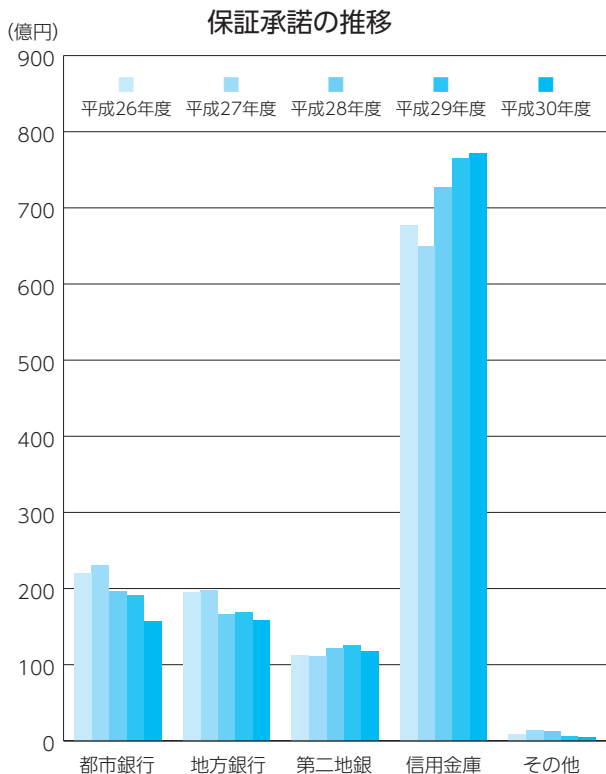


回収

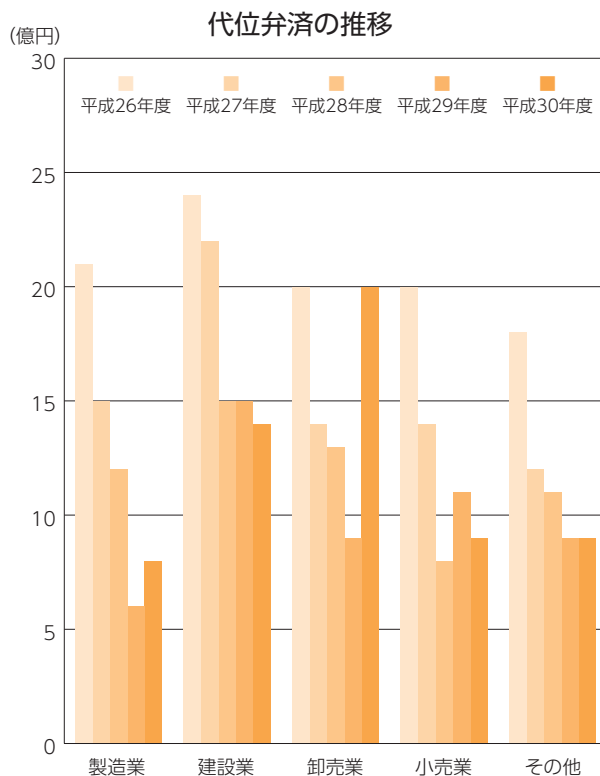
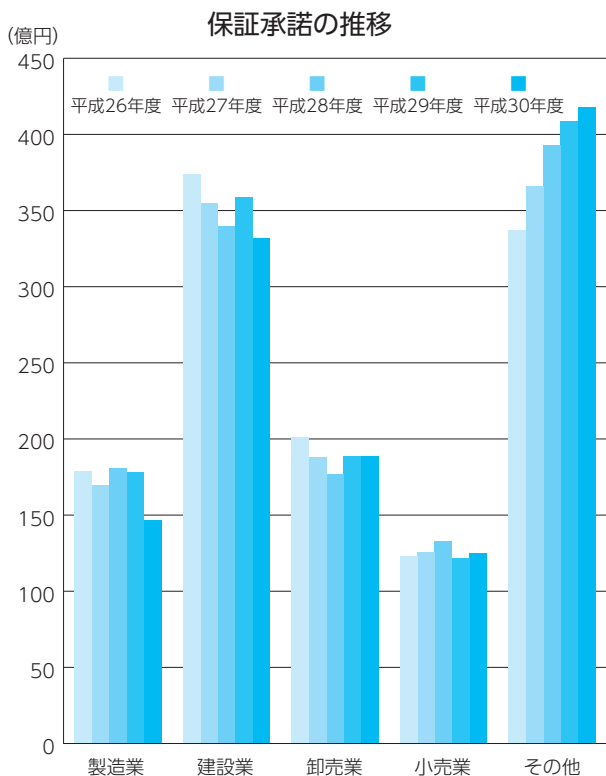


(3)保証承諾・代位弁済の推移(金融機関群・業種・行政区)

●金融機関群

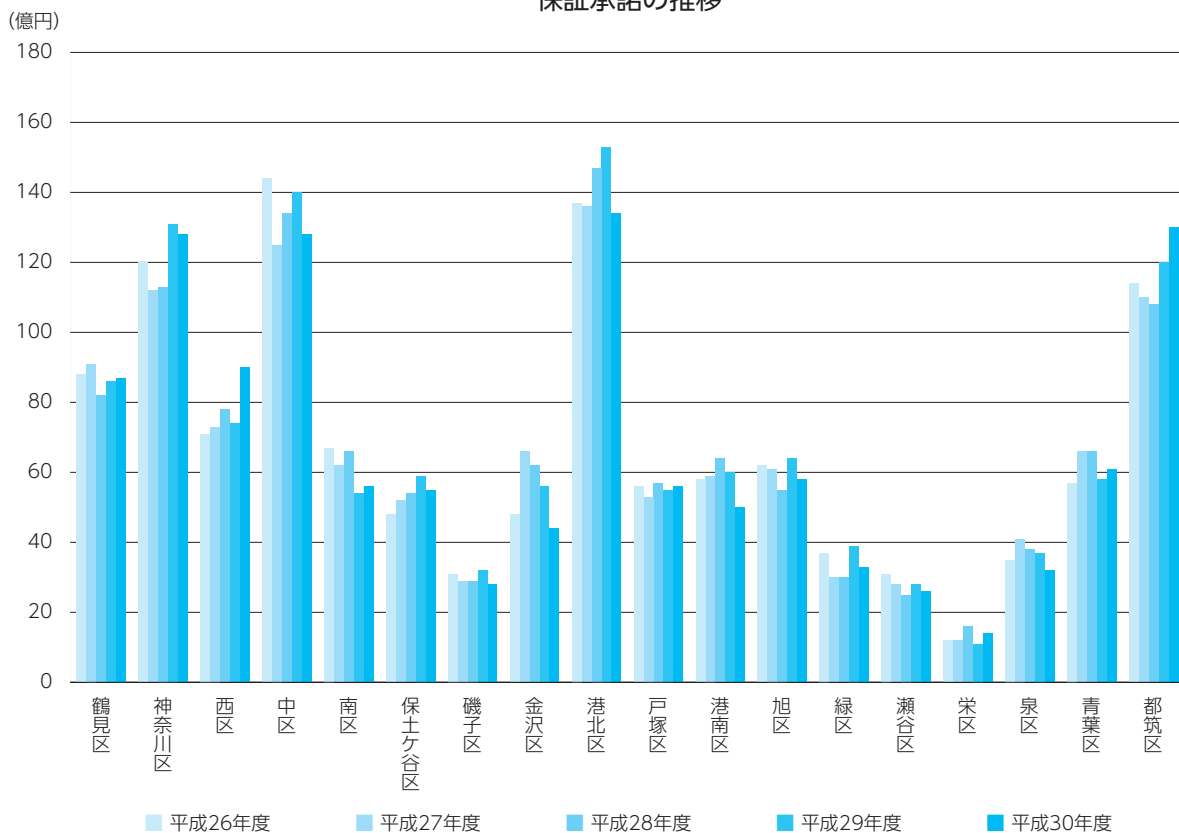


●業種

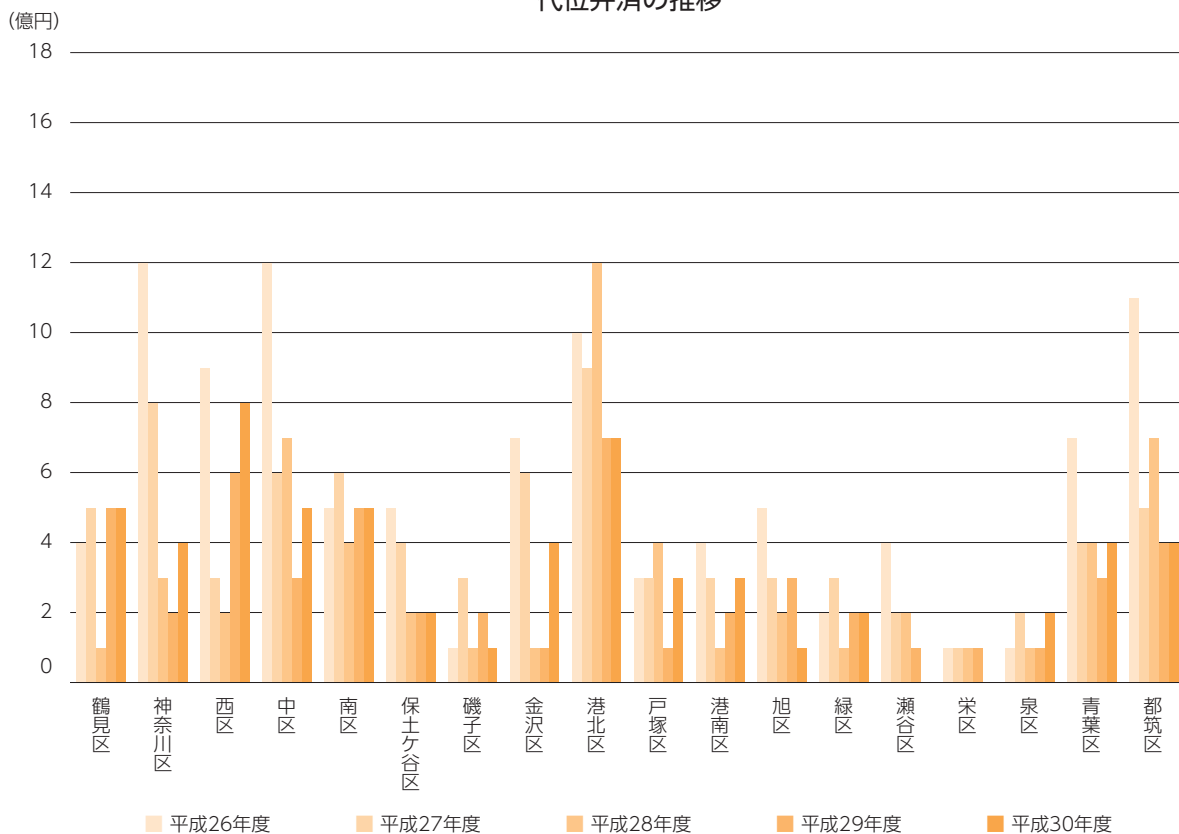


行政区

保証承諾の推移



代位弁済の推移



(4) 平成30年度の実績

保証承諾

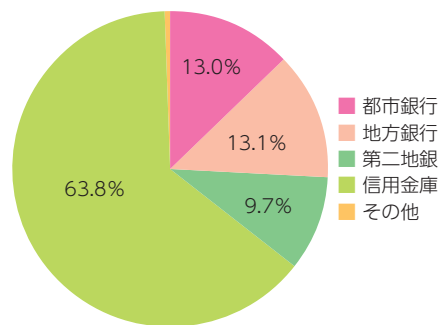
平成30年度の保証承諾額は、1,209億円(前年度比96.3%)となりました。

①金融機関群別保証承諾

(百万円)

区分	金額	前年度比	構成比
都市銀行	15,745	82.5	13.0
地方銀行	15,816	88.5	13.1
第二地銀	11,780	101.9	9.7
信用金庫	77,096	100.8	63.8
全体	120,924	96.3	100.0

金融機関群別保証承諾

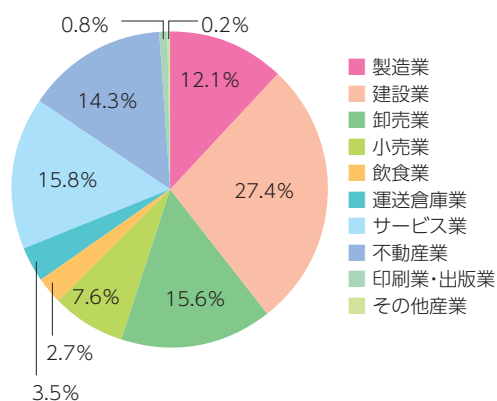


②業種別保証承諾

(百万円)

区分	金額	前年度比	構成比
製造業	14,653	84.9	12.1
建設業	33,165	92.5	27.4
卸売業	18,883	100.1	15.6
小売業	9,172	100.3	7.6
飲食業	3,299	108.4	2.7
運送倉庫業	4,244	95.9	3.5
サービス業	19,070	103.8	15.8
不動産業	17,295	97.8	14.3
印刷業・出版業	947	196.8	0.8
その他産業	195	51.4	0.2
合計	120,924	96.3	100.0

業種別保証承諾

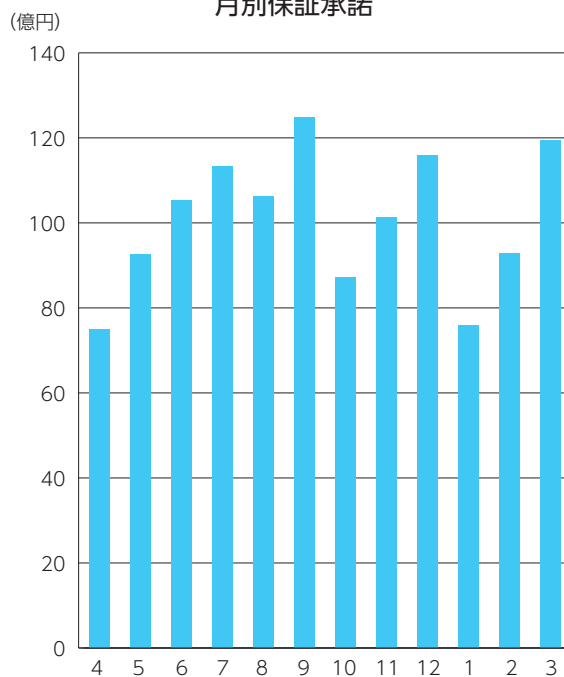


③制度別保証承諾

(百万円)

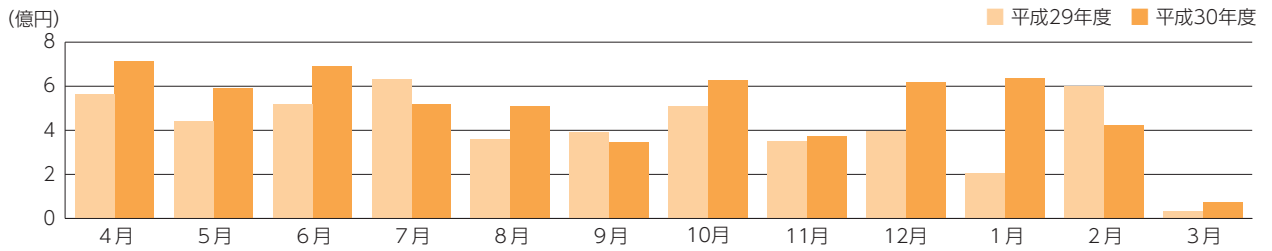
区分	金額	前年度比	構成比	
協会制度	一般保証	15,078	96.7	12.5
	当貸・カード	1,933	80.0	1.6
	よこはまアドバンテージ保証	16,702	92.1	13.8
	よこはまカード500	60	54.1	0.1
	よこはまタイアップ保証	846	96.7	0.7
	継続型短期保証	1,021	53.8	0.8
	その他協会制度	8,401	133.4	6.9
	小計	44,040	97.2	36.4
横浜市制度	振興資金	13,995	86.9	11.6
	小規模企業特別資金	10,745	150.3	8.9
	小規模プラス資金	9,284	93.2	7.7
	経営安定	25,678	107.6	21.2
	経済変動対応資金	3,911	78.1	3.2
	創業おうえん資金(創業)	2,821	165.3	2.3
	女性おうえん資金	399	91.7	0.3
	シニアおうえん資金	507	113.7	0.4
	成長サポート協調資金	2,159	140.5	1.8
	その他市制度	7,385	52.6	6.2
小計	76,884	95.8	63.6	
合計	120,924	96.3	100.0	

月別保証承諾



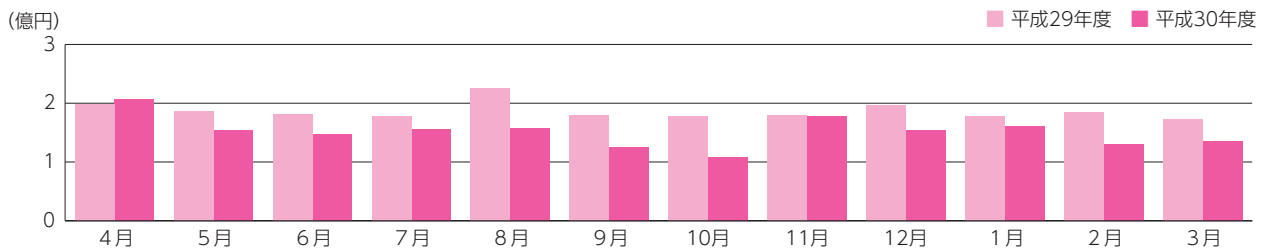
● 代位弁済

平成30年度の代位弁済額は、61億円(前年度比122.2%)となりました。



● 求償権回収

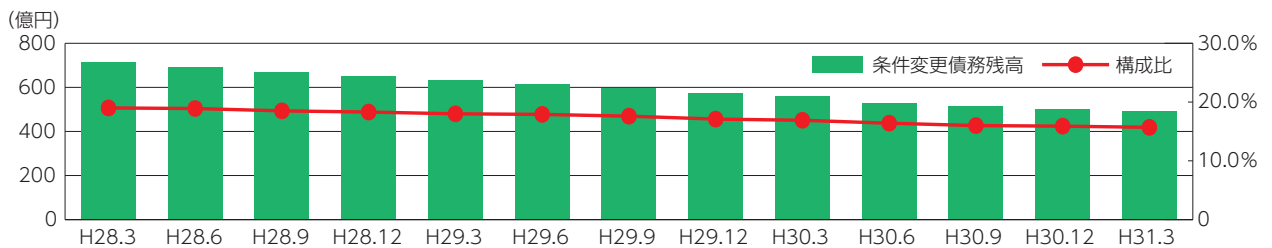
平成30年度の求償権回収額は、18億円(前年度比81.0%)となりました。



● 条件変更債務残高

平成31年3月末の条件変更債務残高は、491億円(前年度比68億円の減少)となりました。

保証債務残高に占める構成比は、15.7%(同1.2%の低下)となりました。



● 横浜市との協約の達成状況

平成30年度から令和2年度の3年間の協約目標に対する初年度(平成30年度)の実績

(1) 公益的使命の達成に向けた取組み	協約目標	実績※1	達成率※2
創業者への金融支援の促進 (創業関連保証、創業等関連保証の保証承諾件数)	1,350件	581件	43.0%
事業承継に向けた企業面談の推進 (事業承継支援のご案内で面談した中小企業者数)	340企業	135企業	39.7%
生産性向上に向けた経営改善の推進 (専門家派遣で設備投資を提案した中小企業者数)	70企業	39企業	55.7%
(2) 財務の改善に向けた取組み	協約目標	実績※1	達成率※2
「簡易経営診断サービス(McSS)」の実施回数の増加	2,500回	936回	37.4%
外部専門家派遣事業実施先に対するフォローアップ訪問件数の増加	400件	153件	38.3%
経営改善計画に基づく金融支援の実施(経営サポート会議の開催企業数)	90企業	32企業	35.6%
(3) 業務・組織の改革	協約目標	実績※1	
認定経営アドバイザー(信用調査検定マスター) または中小企業診断士の資格保有率の増加	55.0%	49.3%	

※1 実績：初年度(平成30年度)の実績

※2 達成率：3年間の協約目標に対する達成率

経営支援の取組み

中小企業・小規模事業者のニーズにあった支援に積極的に取り組んでいます。

● 外部専門家派遣事業

中小企業診断士等の専門家を派遣して、経営改善の提案や経営改善計画の策定支援を行っています。

特定課題の解決のため、1日から外部専門家派遣をご利用できる「ターゲット支援」の取組みも開始しました。

(費用は当協会が全額負担)。

平成30年度 実績

経営改善等提案	67企業
経営改善等計画策定支援	22企業
既支援先フォローアップ支援	153企業

外部専門家派遣事業
経営について一度専門家に相談してみませんか？
無料です！

経営改善したい、事業承継を進めたい、創業計画の作り方が分からない、生産性向上や現場改善を進めたい

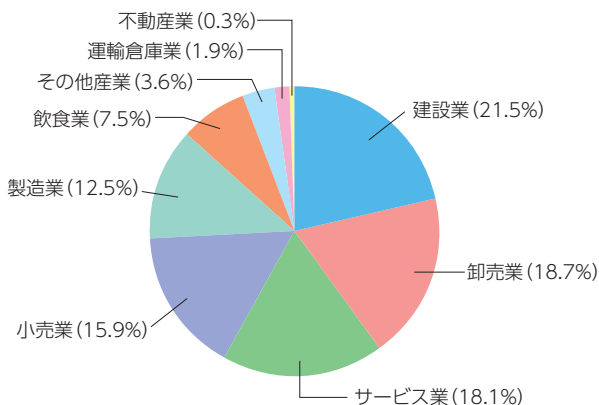
ご利用いただける方
※当協会の保証利用がある方(経営予定の方含む)
※経営改善、事業承継、事業再生等に課題がある方、または改善が必要であると当協会が判断した方

ご利用の流れについて

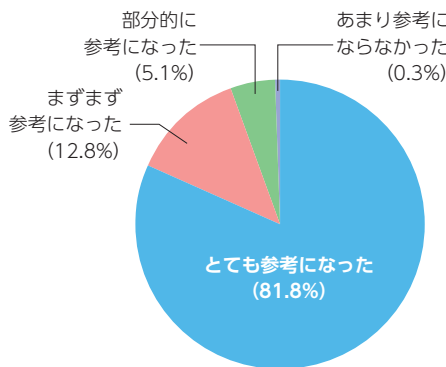
- 1 専門家派遣のお申込み
- 2 事前打ち合わせ
- 3 経営改善等の提案
- 4 最終報告会
- 5 フォローアップ派遣

横浜信用保証協会

派遣実績 (業種)



ご利用されたお客様の評価



● かながわ企業支援ネットワーク／経営サポート会議

神奈川県内の金融機関、経営支援機関、国・地方公共団体等により構成され、経営改善・事業再生などのノウハウ・スキルの共有化等を行う枠組みです。

中小企業者・金融機関の要請に基づく経営サポート会議(バンクミーティング)も開催しています。

平成30年度 経営サポート会議 開催実績 32企業

● 神奈川県事業引継ぎ支援センターへの橋渡し

神奈川県事業引継ぎ支援センターと業務連携しており、後継者がご不在の中小企業者のM&Aについてのご相談等もお受けしています。

平成30年度 神奈川県事業引継ぎ支援センターへの紹介実績 2企業

社会貢献活動

当協会では、信用保証業務に留まらず、社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

●横浜マラソンへのボランティア参加

平成30年10月28日(日)に開催された横浜マラソン2018では役職員32名が横浜税関前の第1給水所で給水ボランティアを行い、多くの市民ランナーの力となるよう活動しました。



●はまっ子未来カンパニープロジェクト学習発表会への協賛

はまっ子未来カンパニープロジェクトは、学校と外部機関等が連携して社会課題を解決する取り組みを通して、横浜市のキャリア教育「自分づくり教育」を一層推進していくことを目的として開催されているものです。

将来の経営者となる小学生の起業家精神を養う機会を支援する地域創生の観点より、当協会は平成31年2月開催の第3回はまっ子未来カンパニープロジェクト学習発表会に協賛しました。



●神奈川フィルハーモニー管弦楽団への協賛

神奈川フィルハーモニー管弦楽団は、地域に密着した音楽文化の創造を活動理念に掲げ、質の高い音楽芸術の鑑賞機会を提供すべく、定期公演会や特別講演会をはじめ、次世代を担う子供を対象とした音楽鑑賞会や被災地訪問演奏、福祉施設でのボランティア演奏会等も積極的に行っています。

当協会は社会貢献の観点より同楽団の活動を応援しています。



広報活動

当協会のことを知っていただき、身近な存在として捉えていただくため、広報活動に積極的に取り組んでいます。

● ホームページ

最新の情報を紹介しています。

当協会の概要、信用保証制度の仕組み、保証制度のご案内等を掲載しています。

当協会ホームページ



● 広報物

信用保証のご案内、経営支援事業の取り組み（お客様の体験談）等を発行しています。

広報物のご案内ページ



● ブース出展／展示

テクニカルショウヨコハマへのブース出展や横浜市立図書館での期間展示等により、信用保証制度の仕組みやご利用のメリット等をご案内しています。



平成30年度決算

● 貸借対照表

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	172,367	基本財産	25,244,436,924
現金	172,367	基金	9,844,209,500
小切手	0	基金準備金	15,400,227,424
預け金	7,816,211,512	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	7,379,590,119
普通預金	1,404,437,698	責任準備金	1,899,507,767
通知預金	2,800,000,000	求償権償却準備金	1,285,731,951
定期預金	3,600,000,000	退職給与引当金	527,137,401
郵便貯金	11,773,814	損失補償金	0
金銭信託	0	保証債務	312,937,794,360
有価証券	34,009,497,570	求償権補てん金	0
国債	0	保険金	0
地方債	28,494,530,000	損失補償補てん金	0
社債	5,479,549,970	借入金	0
株式	35,417,600	長期借入金	0
受益証券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他有価証券	2,381,750	短期借入金	0
新株予約権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
ファンド出資	2,381,750	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	101,869,401	雑勘定	9,184,480,488
事業用不動産	87,566,673	仮受金	332,930,722
事業用動産	14,302,728	保険納付金	107,826,050
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	58,664,306
損失補償金見返	0	未経過保証料	8,632,315,488
保証債務見返	312,937,794,360	未払保険料	1,769,882
求償権	2,490,124,624	未払費用	50,974,040
譲受債権	0		
雑勘定	1,100,627,426		
仮払金	28,495,344		
保証金	0		
厚生基金	181,511,829		
連合会勘定	0		
未収利息	61,445,934		
未経過保険料	829,174,319		
合 計	358,458,679,010	合 計	358,458,679,010

ご挨拶

プロフィール

コンプライアンス

個人情報
保護宣言

事業計画・
評価

信用保証制度の
ご案内

ライフステージに
応じた支援

トピックス

主な保証制度

信用保証の
動向

経営支援の
取組み

社会貢献活動

広報活動

平成30年度
決算

ご相談窓口の
ご案内

● 貸借対照表の用語解説

借 方	支 出
現金 預け金	基本財産 — 一般企業の資本金に相当します。出えん金と金融機関等負担金からなる「基金」と過去の収支差額の累計の「基金準備金」により構成されています。 — 収支差額に欠損が生じた場合や急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合に備え、収支差額の一部を積み立てています。 — 受入保証料のうち翌年度以降に帰属する部分を計上しています。
有価証券	
地方債や社債等を保有し、運用しています。	
動産・不動産	
求償権	
代位弁済累計額から既受領保険金等相当額を控除した額です。	
未経過保険料	
当年度中に支払った保険料のうち、翌年度に帰属する部分を計上しています。	
その他	
その他	
	責任準備金
	求償権償却準備金
	退職給与引当金
	未経過保証料
	未払保険料
	その他

※保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は同額のため、この表から除いてあります。

● 収支計算書

(単位：円)

支出の部		収入の部	
科目	金額	科目	金額
経常支出	3,355,543,650	経常収入	4,392,623,365
業務費	1,496,600,451	保証料	3,470,594,811
役職員給与	607,938,193	預け金利息	1,691,578
退職給与引当金繰入	47,386,660	有価証券利息・配当金	340,845,536
その他人件費	130,372,300	調査料	0
旅費	1,936,187	延滞保証料	0
事務費	309,175,045	損害金	69,269,508
賃借料	146,565,939	事務補助金	20,336,460
動産・不動産償却	19,733,144	責任共有負担金	452,457,000
信用調査費	11,299,455	雑収入	37,428,472
債権管理費	193,223,343		
指導普及費	15,677,085		
負担金	13,293,100		
借入金利息	0		
信用保険料	1,776,975,168		
責任共有負担金納付金	81,968,031		
雑支出	0		
経常収支差額	1,037,079,715		
経常外支出	8,756,709,847	経常外収入	8,439,746,157
求償権償却	5,563,540,583	償却求償権回収金	178,183,862
譲受債権償却	0	責任準備金戻入	2,003,784,316
有価証券償却	0	求償権償却準備金戻入	1,022,804,013
雑勘定償却	6,499,661	求償権補てん金戻入	5,234,973,966
退職金	237,705	保険金	4,816,348,446
責任準備金繰入	1,899,507,767	損失補償補てん金	418,625,520
求償権償却準備金繰入	1,285,731,951	補助金	0
その他支出	1,192,180	その他収入	0
経常外収支差額	△ 316,963,690		
当期収支差額	720,116,025		
収支差額変動準備金繰入額	360,058,012		
基本財産繰入額	360,058,013		

● 収支計算書の用語解説

支 出

業務費	経常支出
信用保険料	
責任共有負担金納付金	

日本政策金融公庫へ支払う信用保険料を計上しています。

求償権償却	経常外支出
責任準備金繰入	
求償権償却準備金繰入	
その他	

年度末求償権のうち、回収不能分や、求償権補てん金相当額を計上しています。

保証債務残高の一定割合を積み立てています(洗替方式のため繰入と戻入が発生)。

求償権の一定割合を積み立てています(洗替方式のため繰入と戻入が発生)。

経常収支差額	当期収支差額
経常外収支差額	

収 入

保証料	経常収入
預け金利息等	
責任共有負担金	
その他	

受入保証料のうち当年度に対応する部分を計上しています。

負担金方式を選択した金融機関からの負担金を計上し、一部を日本政策金融公庫に納付しています。

責任準備金戻入	経常外収入
求償権償却準備金戻入	
求償権補てん金戻入	
その他	

代位弁済により日本公庫から受領した保険金と横浜市等から受領した損失補てん金を計上しています。

● 基本財産

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の50倍（定款倍率）となっています。このため、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

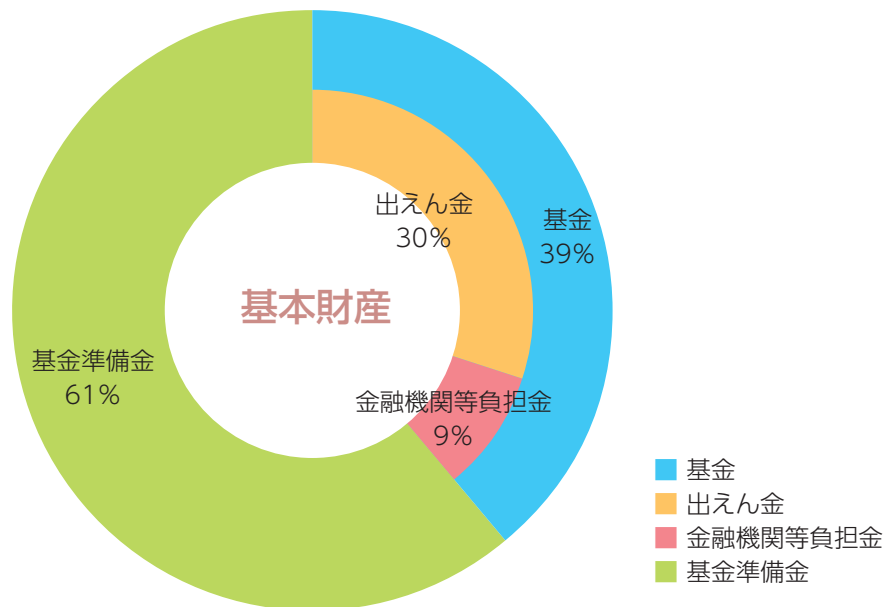
● 基本財産の構成

基本財産は、①基金、②基金準備金で構成されています。

①基金は、横浜市等からの拠出である出えん金と金融機関等負担金で構成されています。

②基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

基本財産	252億44百万円
①基金	98億44百万円
出えん金	76億28百万円
金融機関等負担金	22億16百万円
②基金準備金	154億00百万円



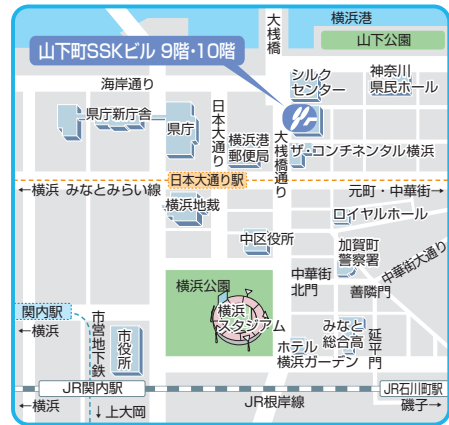
ご相談窓口のご案内

本 所

保証担当地区

■中区 ■磯子区

〒231-8505 中区山下町22 (山下町SSKビル9階・10階)
 (9階) 総務部 (総務課、経営企画課、情報システム課)
 TEL: 045-662-6622 FAX: 045-662-6921
 (10階) 営業部 (保証課、企業支援課、営業統括課)
 TEL: 045-662-6623 FAX: 045-661-0089
 管理部 (調整課)
 TEL: 045-662-6624 FAX: 045-661-0519
 管理部 (管理課)
 TEL: 045-662-6625 FAX: 045-681-3386
 コンプライアンス統括室
 TEL: 045-662-6627 FAX: 045-681-3386
 <アクセス> みなとみらい線日本大通り駅 3番情文センター出口より徒歩約3分
 JR関内駅 南口より徒歩約12分・JR石川町駅 中華街口より徒歩約13分
 横浜市営地下鉄関内駅 1番出口より徒歩約12分



北 部 支 所

保証担当地区

■港北区 ■緑区 ■青葉区 ■都筑区

〒222-0033 港北区新横浜3-9-18 (新横浜TECHビルB館6階)
 TEL: 045-470-5600 FAX: 045-470-7170
 <アクセス> JR新横浜駅「横浜アリーナ」方面出口から徒歩約7分
 横浜市営地下鉄新横浜駅 7番出口より徒歩約4分
 ※相鉄・東急直通線工事の影響により一部通行ができない箇所がございます。



西 部 支 所

保証担当地区

■鶴見区 ■神奈川区 ■西区 ■保土ヶ谷区 ■旭区 ■瀬谷区

〒220-0004 西区北幸1-6-1 (横浜ファーストビル7階)
 TEL: 045-319-5335 FAX: 045-319-5340
 <アクセス> 横浜駅 西口より徒歩約3分
 横浜市営地下鉄横浜駅 10番出口より徒歩約1分



南 部 支 所

保証担当地区

■南区 ■金沢区 ■戸塚区 ■港南区 ■栄区 ■泉区

〒233-0002 港南区上大岡西1-6-1 (ゆめおおおかオフィスタワー22階)
 TEL: 045-844-6621 FAX: 045-845-0641
 <アクセス> 京浜急行上大岡駅 3階改札口より徒歩約3分
 横浜市営地下鉄上大岡駅 6番出口より徒歩約3分



ご挨拶
 プロフィール
 コンプライアンス
 個人情報
 保護宣言
 事業計画
 評価
 信用保証制度の
 ご案内
 ライフステージに
 応じた支援
 トピックス
 主な保証制度
 信用保証の
 動向
 経営支援の
 取組み
 社会貢献活動
 広報活動
 平成30年度
 決算
 ご相談窓口の
 ご案内

横浜の中小企業の「明日」を身近でサポート



横浜市信用保証協会

<http://www.sinpo-yokohama.or.jp>

